

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案
	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的・方針</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格及び基本方針</p> <p>第3節～第5節（略）</p> <p>第2章、第3章（略）</p> <p>第2編 災害予防</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 水害予防対策</p> <p>第1節 総合的治山対策</p> <p>第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p> <p>第3節 砂防対策</p> <p>第4節 河川防災対策</p> <p>第5節 農地防災対策</p> <p>第3章、第4章（略）</p> <p>第5章 都市の防災性の向上</p> <p>第1節～第4節</p> <p>第5節 都市排水対策</p> <p>第6節 地階等の浸水対策</p> <p>第6章 地盤災害の予防</p> <p>第1節 土地利用の適正誘導</p> <p>第2節 宅地造成の規制誘導</p> <p>第3節 土砂災害の防止</p> <p>第4節 被災宅地危険度判定の体制整備</p> <p>第7章 防災施設等の整備</p> <p>第8章 避難行動の促進対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 避難場所及び避難路の指定等</p> <p>第3節～第5節（略）</p> <p>第9章（略）</p> <p>第10章 広域応援体制の整備</p> <p>第1節、第2節（略）</p> <p>第3節 救援隊等による協力体制の整備</p> <p>第11章、第12章（略）</p> <p>第3編 災害応急対策</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 救援隊等による協力</p> <p>第3節～第5節（略）</p> <p>第5章、第6章（略）</p> <p>第7章 地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策</p> <p>第1節 地域安全対策</p> <p>第2節 道路交通規制等</p> <p>第3節 緊急輸送道路の確保</p> <p>第4節 緊急輸送手段の確保</p> <p>第8章、第9章（略）</p> <p>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>第1節、第2節（略）</p> <p>第3節 生活必需物資の供給</p> <p>第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策</p> <p>第1節 環境汚染防止対策計画</p> <p>第2節 廃棄物処理計画</p> <p>第12章（略）</p> <p>第13章 交通施設の応急対策</p> <p>第1節 道路施設対策</p> <p>第2節 鉄道施設対策</p> <p>第3節 空港施設対策</p> <p>第14章～第27章（略）</p> <p>第4編 災害復旧</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節～第5節（略）</p> <p>第2章、第3章（略）</p> <p>第2編 災害予防</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 水害予防対策</p> <p>第1節 河川防災対策</p> <p>第2節 雨水出水対策</p> <p>第3節 浸水想定区域における対策</p> <p>第4節 地階等の浸水対策</p> <p>第5節 農地防災対策</p> <p>第3章 土砂災害等予防対策</p> <p>第1節 土地利用の適正誘導</p> <p>第2節 土砂災害の防止</p> <p>第3節 砂防対策</p> <p>第4節 治山対策</p> <p>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p> <p>第6節 宅地造成の規制誘導</p> <p>第7節 被災宅地危険度判定の体制整備</p> <p>第4章、第5章（略）</p> <p>第6章 都市の防災性の向上</p> <p>（削除）</p> <p>第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>第8章 避難行動の促進対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等</p> <p>第3節～第5節（略）</p> <p>第9章（略）</p> <p>第10章 広域応援体制の整備</p> <p>第1節、第2節（略）</p> <p>第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</p> <p>第11章、第12章（略）</p> <p>第3編 災害応急対策</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 応援部隊等による広域応援等</p> <p>第3節～第5節（略）</p> <p>第5章、第6章（略）</p> <p>第7章 交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>第1節 道路交通規制等</p> <p>第2節 道路施設対策</p> <p>第3節 空港施設対策</p> <p>第4節 鉄道施設対策</p> <p>第5節 緊急輸送手段の確保</p> <p>第8章、第9章（略）</p> <p>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>第1節、第2節（略）</p> <p>第3節 生活必需品の供給</p> <p>第11章 環境汚染防止及び地域安全対策</p> <p>第1節 環境汚染防止対策</p> <p>第2節 地域安全対策</p> <p>第12章（略）</p> <p>（削除）</p> <p>第13章～第26章（略）</p> <p>第4編 災害復旧・復興</p> <p>第1章 公共施設等災害復旧対策</p> <p>第1節 公共施設災害復旧事業</p>

第4編災害復旧・復興
第2章 災害廃棄物処理対策

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案
1	<p>第1章 民生安定のための緊急措置 第1節 義援金その他資金等による支援 第2節 住宅等対策 第3節 暴力団等への対策 第2章 公共施設等災害復旧対策 第1節 公共施設災害復旧事業 第2節 激甚災害の指定 (新設)</p> <p>第1編 総則 第1章 計画の目的・方針 第2節 計画の性格及び基本方針 1 地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－ <u>(2) この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。</u> (3)、(4)</p> <p>2 他の計画との関係 <u>この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、策定が進められている愛知県の国土強靱化地域計画を指針とするものである。</u></p>	<p>第2節 激甚災害の指定 第3節 暴力団等への対策 第2章 災害廃棄物処理対策 第3章 被災者等の再建等の支援 第1節 罹災証明書の交付等 第2節 被災者への経済的支援等 第3節 住宅等対策</p> <p>第4章 商工業・農業の再建支援 第1節 商工業の再建支援 第2節 農業の再建支援</p> <p>第1編 総則 第1章 計画の目的 第2節 計画の性格 1 地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－ (削除)</p> <p>(2)、(3)</p> <p>2 愛知県地域強靱化計画との関係 <u>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。</u> <u>このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。</u> ア 県民の生命を最大限守る イ 地域及び社会の重要な機能を維持する ウ 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する エ 迅速な復旧復興を可能とする</p>
2	<p>第3節 計画の構成 (図中) 第4編 災害復旧</p> <p>第4節 災害の想定 (2) 水防対策において参考とする浸水想定 台風や集中豪雨等による洪水等による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。 ア 水防法第14条に基づき指定された浸水想定区域</p>	<p>第3節 計画の構成 (図中) 第4編 災害復旧・復興</p> <p>第4節 災害の想定 (2) 水防対策において参考とする浸水想定 台風や集中豪雨等による洪水、<u>雨水出水による災害</u>について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。 ア 水防法第14条、<u>第14条の2及び第14条の3に基づき指定された各浸水想定区域</u></p>
3	<p>第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念 (略) <u>近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発、市街化の進行などにより、洪水、土砂災害などの災害リスクが高まっている。</u> (略)</p>	<p>第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念 (略) <u>近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあわせて、洪水、土砂災害などの災害リスクが高まっている。</u> (略)</p>
6	<p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 2 県関係機関 (1) 県 ア (略) (追加) (追加) イ～ス (5) 愛知県春日井保健所 ア 災害時の防疫その他保健衛生に関する<u>応急措置</u>を行う。</p> <p>3 指定地方行政機関 (1) 名古屋地方気象台 ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表をする（気象警報・注意報については、市町村を単位とした発表を実施する。）。 イ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、<u>予報、通信等の設備の整備に努める。</u></p>	<p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 2 県関係機関 (1) 県 ア (略) イ <u>新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</u> ウ <u>名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。</u> エ～ゾ (5) 愛知県春日井保健所 ア 災害時の防疫その他保健衛生に関する<u>指示等</u>を行う。</p> <p>3 指定地方行政機関 (1) 名古屋地方気象台 ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う（気象警報・注意報については、市町村を単位とした発表を実施する。）。 イ 気象、地象、水象の予報・警報等の防災情報の発表、<u>伝達及び解説</u>を行う。</p>

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案																								
	<p>ウ 気象、地象、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。</p> <p>エ 木曾川、長良川、庄内川（矢田川含む）、矢作川、豊川及び豊川放水路について中部地方整備局と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</p> <p>オ 新川、天白川、日光川、境川・逢妻川について愛知県と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</p> <p>カ 愛知県と共同して土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p>キ 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。</p> <p>ク 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において市に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</p> <p>ケ 県や市、その他防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</p>	<p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・協力をを行う。</p> <p>(削除)</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</p>																								
8	<p>4 指定公共機関</p> <p>(1) 日本赤十字社</p> <p>ア 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検を行う。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ 義援金の受付と配分を行う。(略)</p> <p>(10) ソフトバンクモバイル株式会社 (略)</p>	<p>4 指定公共機関</p> <p>(1) 日本赤十字社</p> <p>ア 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ 義援金等の受付と配分を行う。(略)</p> <p>(10) ソフトバンク株式会社 (略)</p>																								
12	<p>第2編 災害予防</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="157 1350 1060 1721"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>市</td> <td>1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み 1 (3) 業務継続計画の策定</td> </tr> <tr> <td>第2節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td> <td>企業</td> <td>(追加) 1 (1)、(2) (略) 1 (3) 事業の継続 1 (4) 地域貢献・地域との共生</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災協働社会の形成推進	市	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み 1 (3) 業務継続計画の策定	第2節	(略)	(略)	第3節 企業防災の促進	企業	(追加) 1 (1)、(2) (略) 1 (3) 事業の継続 1 (4) 地域貢献・地域との共生	<p>第2編 災害予防</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1102 1350 2005 1721"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>市</td> <td>1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み (削除) ※第7章に記載</td> </tr> <tr> <td>第2節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td> <td>企業</td> <td>1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2)、1(3) (略) (削除) 1(4) 地域との共生と貢献</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災協働社会の形成推進	市	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み (削除) ※第7章に記載	第2節	(略)	(略)	第3節 企業防災の促進	企業	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2)、1(3) (略) (削除) 1(4) 地域との共生と貢献
区分	機関名	主な措置																								
第1節 防災協働社会の形成推進	市	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み 1 (3) 業務継続計画の策定																								
第2節	(略)	(略)																								
第3節 企業防災の促進	企業	(追加) 1 (1)、(2) (略) 1 (3) 事業の継続 1 (4) 地域貢献・地域との共生																								
区分	機関名	主な措置																								
第1節 防災協働社会の形成推進	市	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み (削除) ※第7章に記載																								
第2節	(略)	(略)																								
第3節 企業防災の促進	企業	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2)、1(3) (略) (削除) 1(4) 地域との共生と貢献																								
13	<p>第1節 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 市における措置</p> <p>(3) 業務継続計画の策定</p> <p>市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</p> <p>また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。</p> <p>2 市民等の基本的責務</p> <p>(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p>	<p>第1節 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 市における措置</p> <p>(削除) ※第7章に記載</p> <p>2 市民等の基本的責務</p> <p>(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p>																								
16	<p>第3節 企業防災の促進</p> <p>1 企業における措置</p> <p>(追加)</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施する等の防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(1) 生命の安全確保</p> <p>顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の</p>	<p>第3節 企業防災の促進</p> <p>1 企業における措置</p> <p>(1) 事業継続計画の策定・運用</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。</p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p> <p>(2) 生命の安全確保</p> <p>顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。</p>																								

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案																																																																
18	<p>安全を確保するものとする。</p> <p>(2) 二次災害の防止 製造業等において、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止等、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。</p> <p>(3) 事業の継続 被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段等を取り決めておくものとする。</p> <p>(4) 地域貢献・地域との共生 災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業等と連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供等が一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動等企業の特色を生かした活動が望まれる。 また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。</p>	<p>(3) 二次災害の防止 落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止等、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。 (削除)</p> <p>(4) 地域との共生と貢献 緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。 企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。</p>																																																																
	<p>第2章 水害予防対策 ■基本方針 ○ 山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。なお、推進を図る上で、自力避難が困難な避難行動要支援者の人命保護が重要である。 ○ 集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、国及び県と連携をとりながら砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。また、土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒区域等の指定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。 (追加)</p>	<p>第2章 水害予防対策 ■基本方針 (削除) (削除) ○ 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。</p>																																																																
	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 総合的治山対策</td> <td>中部森林管理局、県</td> <td>1 (1) 復旧治山事業 1 (2) 予防治山事業 1 (3) 保安林整備事業 1 (4) 地域防災対策総合治山事業 1 (5) 水源地域整備事業 1 (6) 共生保安林整備事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</td> <td>県、市</td> <td>1 (1) 施設管理者等に対する情報の提供 1 (2) 施設管理者等に対する防災知識の普及</td> </tr> <tr> <td>市 要配慮者利用施設</td> <td>2 施設管理者に対する連絡体制の確立 3 社会福祉施設等における対策</td> </tr> <tr> <td>第3節 砂防対策</td> <td>中部地方整備局、県、市</td> <td>1 (1) 砂防事業 1 (2) 急傾斜地崩壊対策事業 1 (3) 地すべり対策事業 1 (4) 総合土砂災害対策</td> </tr> <tr> <td>第4節 河川防災対策</td> <td>(略)</td> <td>1 (1) 河川維持修繕 1 (2) 河川改修 1 (3) 総合治水対策 (追加) (追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>第5節 農地防災対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 総合的治山対策	中部森林管理局、県	1 (1) 復旧治山事業 1 (2) 予防治山事業 1 (3) 保安林整備事業 1 (4) 地域防災対策総合治山事業 1 (5) 水源地域整備事業 1 (6) 共生保安林整備事業	第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	県、市	1 (1) 施設管理者等に対する情報の提供 1 (2) 施設管理者等に対する防災知識の普及	市 要配慮者利用施設	2 施設管理者に対する連絡体制の確立 3 社会福祉施設等における対策	第3節 砂防対策	中部地方整備局、県、市	1 (1) 砂防事業 1 (2) 急傾斜地崩壊対策事業 1 (3) 地すべり対策事業 1 (4) 総合土砂災害対策	第4節 河川防災対策	(略)	1 (1) 河川維持修繕 1 (2) 河川改修 1 (3) 総合治水対策 (追加) (追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)		(追加)	(追加)	第5節 農地防災対策	(略)	(略)	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>第1節 河川防災対策</td> <td>(略)</td> <td>1 (1) 河川維持修繕 1 (2) 河川改修 1 (3) 総合治水対策 1 (4) 河川情報等の提供 1 (5) 市民の自発的な行動の促進</td> </tr> <tr> <td>第2節 雨水出水対策</td> <td>市</td> <td>1 (1) 公共下水道事業 1 (2) 都市下水道事業</td> </tr> <tr> <td>第3章 浸水想定区域における対策</td> <td>市、土地改良区</td> <td>1 洪水浸水想定区域の指定 2 雨水出水浸水想定区域の指定 3 (1) 洪水浸水想定区域 3 (2) 小牧市防災ガイドブックの配布</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4節 地階等の浸水対策</td> <td>地階等の所有者・管理者・占有者、市</td> <td>1 (1) 地階等の実態調査の実施 1 (2) 地階等での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発</td> </tr> <tr> <td>県、市</td> <td>2 (1) 浸水防止施設設置の促進 2 (2) 浸水対策事業の集中的実施</td> </tr> <tr> <td>第5節 農地防災対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	第1節 河川防災対策	(略)	1 (1) 河川維持修繕 1 (2) 河川改修 1 (3) 総合治水対策 1 (4) 河川情報等の提供 1 (5) 市民の自発的な行動の促進	第2節 雨水出水対策	市	1 (1) 公共下水道事業 1 (2) 都市下水道事業	第3章 浸水想定区域における対策	市、土地改良区	1 洪水浸水想定区域の指定 2 雨水出水浸水想定区域の指定 3 (1) 洪水浸水想定区域 3 (2) 小牧市防災ガイドブックの配布	第4節 地階等の浸水対策	地階等の所有者・管理者・占有者、市	1 (1) 地階等の実態調査の実施 1 (2) 地階等での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発	県、市	2 (1) 浸水防止施設設置の促進 2 (2) 浸水対策事業の集中的実施	第5節 農地防災対策	(略)	(略)
区分	機関名	主な措置																																																																
第1節 総合的治山対策	中部森林管理局、県	1 (1) 復旧治山事業 1 (2) 予防治山事業 1 (3) 保安林整備事業 1 (4) 地域防災対策総合治山事業 1 (5) 水源地域整備事業 1 (6) 共生保安林整備事業																																																																
第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	県、市	1 (1) 施設管理者等に対する情報の提供 1 (2) 施設管理者等に対する防災知識の普及																																																																
	市 要配慮者利用施設	2 施設管理者に対する連絡体制の確立 3 社会福祉施設等における対策																																																																
第3節 砂防対策	中部地方整備局、県、市	1 (1) 砂防事業 1 (2) 急傾斜地崩壊対策事業 1 (3) 地すべり対策事業 1 (4) 総合土砂災害対策																																																																
第4節 河川防災対策	(略)	1 (1) 河川維持修繕 1 (2) 河川改修 1 (3) 総合治水対策 (追加) (追加)																																																																
(追加)	(追加)	(追加)																																																																
(追加)	(追加)	(追加)																																																																
(追加)	(追加)	(追加)																																																																
	(追加)	(追加)																																																																
第5節 農地防災対策	(略)	(略)																																																																
区分	機関名	主な措置																																																																
(削除)	(削除)	(削除)																																																																
(削除)	(削除)	(削除)																																																																
(削除)	(削除)	(削除)																																																																
(削除)	(削除)	(削除)																																																																
第1節 河川防災対策	(略)	1 (1) 河川維持修繕 1 (2) 河川改修 1 (3) 総合治水対策 1 (4) 河川情報等の提供 1 (5) 市民の自発的な行動の促進																																																																
第2節 雨水出水対策	市	1 (1) 公共下水道事業 1 (2) 都市下水道事業																																																																
第3章 浸水想定区域における対策	市、土地改良区	1 洪水浸水想定区域の指定 2 雨水出水浸水想定区域の指定 3 (1) 洪水浸水想定区域 3 (2) 小牧市防災ガイドブックの配布																																																																
第4節 地階等の浸水対策	地階等の所有者・管理者・占有者、市	1 (1) 地階等の実態調査の実施 1 (2) 地階等での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発																																																																
	県、市	2 (1) 浸水防止施設設置の促進 2 (2) 浸水対策事業の集中的実施																																																																
第5節 農地防災対策	(略)	(略)																																																																
	<p>第1節 総合的治山対策 第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策 第3節 砂防対策 第4節 河川防災対策 1 中部地方整備局、県及び市における措置 (4) 河川情報の提供等 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき浸水想定区域を指定するとともに、浸水想定等の情報を提供することにより、市のハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。 また、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難体制の確保を図るため、インターネットによる公開とメールによる情報配信を</p>	<p>(削除) ※第3章第4節に記載 (削除) ※第3章第5節に記載 (削除) ※第3章第3節に記載 第1節 河川防災対策 1 中部地方整備局、県及び市における措置 (4) 河川情報等の提供 中部地方整備局及び県は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難体制の確保を図るため、インターネットによる公開を行う。 また、県は、雨量、河川水位、潮位等について、メールによる情報配信を行う。</p>																																																																

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案								
(39)	<p>行う。 さらに県は、行政と地域住民のコミュニケーションを重視しながら共に水害に立ち向かう地域協働型の新しい取組である「みずから守るプログラム」を展開する。具体的には、手づくりハザードマップ作成支援や大雨行動訓練実施支援などをNPOと連携して実施する。</p> <p>(第5章 都市の防災性の向上) (第5節 都市排水対策) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>2 市における措置 (1) 浸水想定区域 (略) (2) 小牧市防災ガイドブック(仮)の配布 市は、平成27年度に作成する小牧市防災ガイドブック(仮)において市民に対して適切な情報提供を行うとともに、風水害に対する防災意識啓発を行う。</p>	<p>(5) 市民の自発的な行動の促進 県は、水害に直面した際に、県民が適切な行動を選択できるよう、県民目線の情報提供と県民の自発的な行動を育む地域協働型の取組を「みずから守るプログラム」として推進する。</p> <p>第2節 雨水出水対策 (略)</p> <p>第3節 浸水想定区域における対策</p> <table border="1" data-bbox="1092 504 1995 549"> <tr> <td>実施担当</td> <td>河川課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>1 洪水浸水想定区域の指定 (1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。 (2) 市町村への情報提供 中部地方整備局及び県は、洪水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の洪水ハザードマップ(防災マップ)作成を支援する。</p> <p>○ 洪水予報を行う河川</p> <table border="1" data-bbox="1123 1009 1879 1113"> <tr> <td>国土交通大臣指定</td> <td>木曾川(中流・下流)、長良川(下流)、庄内川、矢田川、矢作川、豊川、豊川放水路</td> </tr> <tr> <td>愛知県知事指定</td> <td>新川、天白川、日光川、境川、逢妻川(5河川)</td> </tr> </table> <p>○ 水位情報を周知する河川</p> <table border="1" data-bbox="1123 1157 1879 1335"> <tr> <td>愛知県知事指定</td> <td>八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川(23河川)</td> </tr> </table> <p>2 雨水出水浸水想定区域の指定 (1) 区域の指定 県又は市は、水防法に基づき、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。 (2) 市町村への情報提供 県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の雨水出水ハザードマップ(防災マップ)作成を支援する。</p> <p>3 市における措置 (1) 洪水浸水想定区域 (略) (2) 小牧市防災ガイドブックの配布 市は、小牧市防災ガイドブックにおいて市民に対して適切な情報提供を行うとともに、風水害に対する防災意識啓発を行う。</p>	実施担当	河川課、危機管理課	国土交通大臣指定	木曾川(中流・下流)、長良川(下流)、庄内川、矢田川、矢作川、豊川、豊川放水路	愛知県知事指定	新川、天白川、日光川、境川、逢妻川(5河川)	愛知県知事指定	八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川(23河川)
実施担当	河川課、危機管理課									
国土交通大臣指定	木曾川(中流・下流)、長良川(下流)、庄内川、矢田川、矢作川、豊川、豊川放水路									
愛知県知事指定	新川、天白川、日光川、境川、逢妻川(5河川)									
愛知県知事指定	八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川(23河川)									
(39)	<p>(第5章 都市の防災性の向上) (第6節 地階等の浸水対策) 1～4 (略)</p>	<p>第4節 地階等の浸水対策 1～4 (略)</p>								
22	<p>第5節 農地防災対策 1 東海農政局、県、市及び土地改良区における措置 (2) 老朽ため池整備事業 老朽化等による決壊を防止するため、早急に整備を要する農業用ため池の改修及び風水害等によって、土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために行う擁壁、水路等の新設又は改修を行う。 また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。 (3) 用排水施設整備事業 自然的社会的状況の変化、施設の脆弱化等により農地、河川堤防、公共施設等に被害が生じるのを防ぐため、頭首工、ひ門、水路等の改修を行う。</p>	<p>第5節 農地防災対策 1 東海農政局、県、市及び土地改良区における措置 (2) 老朽ため池整備事業 老朽化等による決壊を防止するため、早急に整備を要する農業用ため池の改修及び風水害等によって、土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために行う擁壁、水路等の新設又は改修を行う。 また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池(防災重点ため池)について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。 (3) 用排水施設整備事業 自然的社会的状況の変化、施設の脆弱化等により農地、河川堤防、公共施設等に被害が生じるのを防ぐため、ひ門、水路等の改修を行う。</p>								
23	<p>第3章 事故・火災等予防対策</p>	<p>(削除) ※第4章に記載</p>								

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案																																																						
(41)	<p>(第6章 地盤災害の予防) ■基本方針 ○ 降雨により発生する地すべり・がけ崩れ・山崩れ等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、土地利用の適正な規制、指導を行う。 ○ 市は、県から提供される土砂災害危険箇所や地盤沈下地域を的確に把握し、市地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させる等県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。</p> <p>(第2章 水害予防対策) ■基本方針 ○ 山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。なお、推進を図る上で、自力避難が困難な避難行動要支援者の人命保護が重要である。 ○ 集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、国及び県と連携をとりながら砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。また、土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒区域等の指定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。</p> <p>(第6章 地盤災害の予防) ■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="157 816 1060 1899"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 土地利用の適正誘導</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 宅地造成の規制誘導</td> <td>市</td> <td>1 (1) 宅地造成工事規制区域 1 (2) 造成宅地防災区域 1 (3) 宅地危険箇所の防災パトロール</td> </tr> <tr> <td>第3節 土砂災害の防止</td> <td>市</td> <td>1 (1)～(2) (略) 1 (3) ハザードマップの作成及び周知</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>第4節 被災宅地危険度判定の体制整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 土地利用の適正誘導	(略)	(略)	第2節 宅地造成の規制誘導	市	1 (1) 宅地造成工事規制区域 1 (2) 造成宅地防災区域 1 (3) 宅地危険箇所の防災パトロール	第3節 土砂災害の防止	市	1 (1)～(2) (略) 1 (3) ハザードマップの作成及び周知	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	第4節 被災宅地危険度判定の体制整備	(略)	(略)	<p>第3章 土砂災害等予防対策 ■基本方針 (削除) ○ 市は、県から提供される土砂災害危険箇所や山地災害危険地区を的確に把握し、市地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させる等県との連携を強めて土地利用の適正誘導を図るとともに、避難警戒体制を整備する。</p> <p>○ 山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。 ○ 推進を図る上で、自力避難が困難な避難行動要支援者の人命保護が重要である。 ○ 集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊等による災害から人命・財産を守るため、国及び県と連携をとりながら砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を推進する。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1102 816 2005 1899"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 土地利用の適正誘導</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>第2節 土砂災害の防止</td> <td>市</td> <td>1 (1)～(2) (略) 1 (3) 小牧市防災ガイドブックの作成及び周知</td> </tr> <tr> <td>第3節 砂防対策</td> <td>中部地方整備局、県、市</td> <td>1 (1) 砂防事業 1 (2) 急傾斜地崩壊対策事業 1 (3) 総合的な土砂災害対策</td> </tr> <tr> <td>第4節 治山対策</td> <td>中部森林管理局、県</td> <td>1 (1) 復旧治山事業 1 (2) 予防治山事業 1 (3) 保安林整備事業 1 (4) 地域防災対策総合治山事業 1 (5) 水源地域整備事業 1 (6) 共生保安林整備事業</td> </tr> <tr> <td>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</td> <td>県、市 市 要配慮者利用施設</td> <td>1 (1) 施設管理者等に対する情報の提供 1 (2) 施設管理者等に対する防災知識の普及 2 施設管理者に対する連絡体制の確立 3 社会福祉施設等における対策</td> </tr> <tr> <td>第6節 宅地造成の規制誘導</td> <td>市</td> <td>1 (1) 造成宅地防災区域 1 (2) 宅地危険箇所の防災パトロール</td> </tr> <tr> <td>第7節 被災宅地危険度判定の体制整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 土地利用の適正誘導	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(削除)	第2節 土砂災害の防止	市	1 (1)～(2) (略) 1 (3) 小牧市防災ガイドブックの作成及び周知	第3節 砂防対策	中部地方整備局、県、市	1 (1) 砂防事業 1 (2) 急傾斜地崩壊対策事業 1 (3) 総合的な土砂災害対策	第4節 治山対策	中部森林管理局、県	1 (1) 復旧治山事業 1 (2) 予防治山事業 1 (3) 保安林整備事業 1 (4) 地域防災対策総合治山事業 1 (5) 水源地域整備事業 1 (6) 共生保安林整備事業	第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	県、市 市 要配慮者利用施設	1 (1) 施設管理者等に対する情報の提供 1 (2) 施設管理者等に対する防災知識の普及 2 施設管理者に対する連絡体制の確立 3 社会福祉施設等における対策	第6節 宅地造成の規制誘導	市	1 (1) 造成宅地防災区域 1 (2) 宅地危険箇所の防災パトロール	第7節 被災宅地危険度判定の体制整備	(略)	(略)
区分	機関名	主な措置																																																						
第1節 土地利用の適正誘導	(略)	(略)																																																						
第2節 宅地造成の規制誘導	市	1 (1) 宅地造成工事規制区域 1 (2) 造成宅地防災区域 1 (3) 宅地危険箇所の防災パトロール																																																						
第3節 土砂災害の防止	市	1 (1)～(2) (略) 1 (3) ハザードマップの作成及び周知																																																						
(追加)	(追加)	(追加)																																																						
(追加)	(追加)	(追加)																																																						
(追加)	(追加)	(追加)																																																						
(追加)	(追加)	(追加)																																																						
第4節 被災宅地危険度判定の体制整備	(略)	(略)																																																						
区分	機関名	主な措置																																																						
第1節 土地利用の適正誘導	(略)	(略)																																																						
(削除)	(削除)	(削除)																																																						
第2節 土砂災害の防止	市	1 (1)～(2) (略) 1 (3) 小牧市防災ガイドブックの作成及び周知																																																						
第3節 砂防対策	中部地方整備局、県、市	1 (1) 砂防事業 1 (2) 急傾斜地崩壊対策事業 1 (3) 総合的な土砂災害対策																																																						
第4節 治山対策	中部森林管理局、県	1 (1) 復旧治山事業 1 (2) 予防治山事業 1 (3) 保安林整備事業 1 (4) 地域防災対策総合治山事業 1 (5) 水源地域整備事業 1 (6) 共生保安林整備事業																																																						
第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	県、市 市 要配慮者利用施設	1 (1) 施設管理者等に対する情報の提供 1 (2) 施設管理者等に対する防災知識の普及 2 施設管理者に対する連絡体制の確立 3 社会福祉施設等における対策																																																						
第6節 宅地造成の規制誘導	市	1 (1) 造成宅地防災区域 1 (2) 宅地危険箇所の防災パトロール																																																						
第7節 被災宅地危険度判定の体制整備	(略)	(略)																																																						
(41)	<p>(第6章 地盤災害の予防) 第1節 土地利用の適正誘導 1 市における措置 地盤災害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。</p> <p>第2節 宅地造成の規制誘導</p> <p>第3節 土砂災害の防止 2 愛知県における対策 (追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>第1節 土地利用の適正誘導 1 市における措置 土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。</p> <p>(削除) ※本章第6節に記載</p> <p>第2節 土砂災害の防止 2 愛知県における対策 (1) 土砂災害危険箇所等の把握 県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）、山地災害危険地区を把握する。 土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査については、調査を完了させる実施目標を設定して行う。 (2) 土砂災害警戒区域等の指定 ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、土砂災害危険箇所のうち、緊急性の高い箇所から順次、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。 イ 災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を推進する。</p>																																																						

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案
	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>【急傾斜地崩壊危険区域】 <u>降雨等が原因となって急傾斜地の崩壊が発生し、人家等に被害が及ぶ危険性がより高い急傾斜地崩壊危険箇所については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づき、「急傾斜地崩壊危険区域」に順次指定し、災害を防止するために必要な対策を進める。</u> <u>この指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。</u> ① がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制 ② 標識等による住民への周知 ③ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導 ④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令 ⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施 <u>なお、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、市及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定するものとする。</u></p> <p>【土石流危険渓流】 <u>降雨等により山腹崩壊が生じた場合に、崩壊土砂がそのまま渓流を流下したり、渓床に一旦堆積した崩壊土砂がその後の降雨によって一気に流下して土石流が発生し、下流の人家等が被害を受ける危険性が高い土石流危険渓流について、下流の人家等への被害を防止するため、必要な対策を講じる。</u> <u>土石流危険渓流の主な対策は、次のとおり。</u> ① 標識等による住民への周知 ② 土石流を受け止める砂防えん堤の設置</p> <p>【山地災害危険地区】 <u>山崩れ又はこれらによって発生した崩壊土砂により、人家・公共施設等に被害を与えるおそれのある山地災害危険地区について調査点検し、保安林又は保安施設地区に指定して、治山事業を積極的に推進する。</u></p> <p>【土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域】 <u>土砂災害から、市民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進める。</u> <u>おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域の指定等に必要基礎調査を行い、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに公表する。</u> <u>土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、土砂災害警戒区域に関する資料を関係市町村に提供し、市地域防災計画に基づき土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図る。</u> <u>また、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。</u> ① 開発行為の制限 ② 建築物の安全性の向上 ③ 建築物に対する移転等の勧告 <u>なお、未指定の箇所については、市及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定するものとする。</u></p> <p>(第2章 水害予防対策) 第3節 砂防対策 1 中部地方整備局、県及び市における措置 (3) 地すべり対策事業 <u>土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が5ヘクタール、市街化区域にあつては2ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は、鉄道、道路もしくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害のおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に早期に指定されるよう県に働きかけ、地下水の排水施設、擁壁等それぞれの地域に対応した防止施設の整備を実施する。</u></p> <p>(第2章 水害予防対策) 第1節 総合的治山対策 第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p>	<p><u>ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域</u> <u>県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を推進する。</u> <u>なお、未指定の危険箇所については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定するものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）</u></p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 <u>ア 県は、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。</u> <u>イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり等防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。</u></p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 <u>土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。</u> <u>ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</u> ① 開発行為の制限 ② 建築物の構造規制 ③ 建築物に対する移転等の勧告 <u>イ 急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>① がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制 ② 標識等による住民への周知 ③ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導 ④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令 ⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施</p> <p>(削除)</p> <p><u>ウ 土石流危険渓流</u> (削除)</p> <p>① 標識等による住民への周知 ② 土石流を受け止める砂防えん堤の設置</p> <p><u>エ 山地災害危険地区</u> <u>災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。</u></p> <p>(削除) ※本節(4)に記載</p> <p>第3節 砂防対策 1 中部地方整備局、県及び市における措置 (削除)</p> <p>第4節 治山対策 第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p>

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案												
	<p>1 県及び市における措置 (1) 施設管理者等に対する情報の提供 山地災害危険地区等土砂災害の危険箇所に所在する、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者（以下「要配慮者」という。）利用施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。（略）</p>	<p>1 県及び市における措置 (1) 施設管理者等に対する情報の提供 土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等土砂災害の危険箇所に所在する、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者（以下「要配慮者」という。）利用施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。（略）</p>												
(41)	<p>第2節 宅地造成の規制誘導 1 市における措置 (1) 造成宅地防災区域 大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい造成宅地の区域を<u>造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。</u></p>	<p>第6節 宅地造成の規制誘導 1 市における措置 (1) 造成宅地防災区域 市は県が「造成宅地防災区域」の指定をするにあたり、その判断に必要となる大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震に起因する滑動報告により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい造成宅地の区域を明確にし、ホームページ等で情報を公表し、災害防止のための必要な啓発を行う。</p>												
(42)	<p>2 愛知県における措置 <u>【宅地造成工事規制区域】</u> 宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。</p>	<p>(削除)</p>												
(44)	<p>第4節 被災宅地危険度判定の体制整備 (略)</p>	<p>第7節 被災宅地危険度判定の体制整備 (略)</p>												
25	<p>第3章 事故・火災等予防対策 第2節 鉄道災害対策 1 県、警察及び市（消防機関）における措置 大規模鉄道災害に対処できるように<u>救急救用資機材の整備に努める。</u></p>	<p>第4章 事故・火災等予防対策 第2節 鉄道災害対策 1 県、警察及び市（消防機関）における措置 大規模鉄道災害に対処できるように<u>救助・救急用資機材の整備に努める。</u></p>												
26	<p>第3節 道路災害対策 1 道路管理者における措置 (1) (略) (2) 道路の防災対策 道路管理者は、道路の防災対策について、<u>第2編第4章第1節「交通・ライフライン関係施設対策」</u>により実施する。</p>	<p>第3節 道路災害対策 1 道路管理者における措置 (1) (略) (2) 道路の防災対策 道路管理者は、道路の防災対策について、<u>第2編第5章第1節「交通関係施設対策」</u>により実施する。</p>												
26	<p>第4節 放射性物質及び原子力災害対策 4 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保 放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、事業者等は、あらかじめ専門医を置く<u>医療機関の把握に努めるものとする。</u></p> <p>5 災害に関する知識の習得及び訓練等 放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集、習得するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。 県は、中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び独立行政法人原子力研究開発機構（以下、「4原子力事業者」という。）と連携して、他の防災関係機関に適宜情報提供を行う。</p>	<p>第4節 放射性物質及び原子力災害対策 4 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保 放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、事業者等は、あらかじめ専門医を置く<u>原子力災害拠点病院等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>5 災害に関する知識の習得及び訓練等 放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集、習得するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。 県は、中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び<u>国立研究開発法人</u>原子力研究開発機構（以下、「4原子力事業者」という。）と連携して、他の防災関係機関に適宜情報提供を行う。</p>												
29	<p>第8節 地階等の保安対策 4 小牧警察署における措置 (1) ～ (2) (略) (3) 救急救用資機材の整備 大規模地下災害に対処できるように<u>救急救用資機材の整備に努める。</u></p>	<p>第8節 地階等の保安対策 4 小牧警察署における措置 (1) ～ (2) (略) (3) 救助・救急用資機材の整備 大規模地下災害に対処できるように<u>救助・救急用資機材の整備に努める。</u></p>												
31	<p>第4章 建築物等の安全化 第2節 ライフライン関係施設対策 1 施設管理者等における措置 <u>災害時におけるライフラインの確保を図るため、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>第5章 建築物等の安全化 第2節 ライフライン関係施設対策 1 施設管理者等における措置 <u>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害においては安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</u></p>												
33	<p>5 下水道 下水道事業者は、次の対策を実施する。 (1) (略) (2) 災害対策用資機材の確保 災害対策用資機材を平時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。 (3) (略) (追加)</p>	<p>5 下水道 下水道事業者（市及び県）は、次の対策を実施する。 (1) (略) (2) 災害対策用資機材の確保 <u>可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。</u> (3) (略) <u>(4) 発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</u></p>												
36	<p>第5章 都市の防災性の向上 ■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5節 都市排水対策</td> <td>市</td> <td>1 (1) 公共下水道事業 1 (2) 都市下水路事業</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第5節 都市排水対策	市	1 (1) 公共下水道事業 1 (2) 都市下水路事業	<p>第6章 都市の防災性の向上 ■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(削除)	(削除)	(削除)
区分	機関名	主な措置												
第5節 都市排水対策	市	1 (1) 公共下水道事業 1 (2) 都市下水路事業												
区分	機関名	主な措置												
(削除)	(削除)	(削除)												

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案																					
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">第6節 地階等の浸水対策</td> <td>地階等の所有者・管理者・占有者、市</td> <td>1 (1) 地階等の実態調査の実施 1 (2) 地階等での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>2 (1) 浸水被害実績の公表 2 (2) 浸水予測区域の公表 2 (3) 浸水想定区域内の施設等の公表 2 (4) 洪水時の地下空間の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</td> </tr> <tr> <td>地階等の管理者、市</td> <td>3 (1) 避難体制の確立 3 (2) 計画の報告 3 (3) 計画の公表 3 (4) 訓練の実施</td> </tr> <tr> <td>県、市</td> <td>4 (1) 浸水防止施設設置の促進 4 (2) 浸水対策事業の集中的実施</td> </tr> </table>	第6節 地階等の浸水対策	地階等の所有者・管理者・占有者、市	1 (1) 地階等の実態調査の実施 1 (2) 地階等での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発	市	2 (1) 浸水被害実績の公表 2 (2) 浸水予測区域の公表 2 (3) 浸水想定区域内の施設等の公表 2 (4) 洪水時の地下空間の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達	地階等の管理者、市	3 (1) 避難体制の確立 3 (2) 計画の報告 3 (3) 計画の公表 3 (4) 訓練の実施	県、市	4 (1) 浸水防止施設設置の促進 4 (2) 浸水対策事業の集中的実施	<table border="1"> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </table>	(削除)	(削除)	(削除)		(削除)	(削除)		(削除)	(削除)		(削除)	(削除)
第6節 地階等の浸水対策	地階等の所有者・管理者・占有者、市		1 (1) 地階等の実態調査の実施 1 (2) 地階等での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発																				
	市		2 (1) 浸水被害実績の公表 2 (2) 浸水予測区域の公表 2 (3) 浸水想定区域内の施設等の公表 2 (4) 洪水時の地下空間の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達																				
	地階等の管理者、市		3 (1) 避難体制の確立 3 (2) 計画の報告 3 (3) 計画の公表 3 (4) 訓練の実施																				
	県、市	4 (1) 浸水防止施設設置の促進 4 (2) 浸水対策事業の集中的実施																					
(削除)	(削除)	(削除)																					
	(削除)	(削除)																					
	(削除)	(削除)																					
	(削除)	(削除)																					
37	<p>第2節 防災上重要な都市施設の整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 都市における道路の整備 都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。 このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。</p> <p>(2) 都市における公園等の整備 都市における大震災火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間(オープンスペース)を整備することが必要である。 (略)</p>	<p>第2節 防災上重要な都市施設の整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 都市における道路の整備 都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。 このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。</p> <p>(2) 都市における公園等の整備 都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間(オープンスペース)を整備することが必要である。 (略)</p>																					
39	<p>第5節 都市排水対策 (略)</p>	(削除) ※第2章第2節に記載																					
	<p>第6節 地階等の浸水対策 (略)</p>	(削除) ※第2章第4節に記載																					
41	<p>第6章 地盤災害の予防</p>	(削除) ※第3章に統合																					
45	<p>第7章 防災施設等の整備</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 風水害等発生時における救援、消火活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材を事前に整備しておくとともに、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させる必要がある。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災施設・設備及び災害用資機材の整備</td> <td>市、防災関係機関</td> <td>1 (1) ～(2) (略) (追加) (追加) (追加) 1 (3) ～(5) (略) (追加) (追加) (追加) (追加) (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	防災施設・設備及び災害用資機材の整備	市、防災関係機関	1 (1) ～(2) (略) (追加) (追加) (追加) 1 (3) ～(5) (略) (追加) (追加) (追加) (追加) (追加)	<p>第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 風水害等発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識及び技能を習得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td>市、防災関係機関</td> <td>1 (1) ～(2) (略) 1 (3) 公的機関の業務継続性の確保 1 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 1 (5) 人材の育成等 1 (6) ～(8) (略) 5 情報の収集・連絡体制の整備 8 物資の備蓄、調達供給体制の確保 9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 10 災害廃棄物処理に係る事前対策 11 罹災証明書発行体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	市、防災関係機関	1 (1) ～(2) (略) 1 (3) 公的機関の業務継続性の確保 1 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 1 (5) 人材の育成等 1 (6) ～(8) (略) 5 情報の収集・連絡体制の整備 8 物資の備蓄、調達供給体制の確保 9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 10 災害廃棄物処理に係る事前対策 11 罹災証明書発行体制の整備									
区分	機関名	主な措置																					
防災施設・設備及び災害用資機材の整備	市、防災関係機関	1 (1) ～(2) (略) (追加) (追加) (追加) 1 (3) ～(5) (略) (追加) (追加) (追加) (追加) (追加)																					
区分	機関名	主な措置																					
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	市、防災関係機関	1 (1) ～(2) (略) 1 (3) 公的機関の業務継続性の確保 1 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 1 (5) 人材の育成等 1 (6) ～(8) (略) 5 情報の収集・連絡体制の整備 8 物資の備蓄、調達供給体制の確保 9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 10 災害廃棄物処理に係る事前対策 11 罹災証明書発行体制の整備																					
(13)	<p>(追加)</p> <p>1 市、防災関係機関における措置</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(追加) ※第1章第1節に記載されている内容を整理</p> <p>(第1章 防災協働社会の形成推進)</p> <p>(第1節 防災協働社会の形成推進)</p> <p>(1 市における措置)</p> <p>(3) 業務継続計画の策定 市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。 また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p> <p>1 市、防災関係機関における措置</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 公的機関の業務継続性の確保</p> <p>ア 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。 また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</p> <p>イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。</p> <p>①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 ②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ③電気・水・食料等の確保 ④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 ⑤重要な行政データのバックアップ ⑥非常時優先業務の整理</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他</p>																					

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案
	<p>(追加)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 浸水対策用資器材の整備強化 注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい、土のう、スコップ、掛矢等の防災資器材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。</p> <p>(5) (略)</p> <p>46 2 消防機関（市）における措置 消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水そう等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。</p> <p>5 通信施設・設備等 (追加)</p> <p>(追加) (追加) 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落、市、県、関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに主要都市間の市外通話施設、有線放送施設、無線施設、放送施設等を防災構造化する等の整備改善に努め、</p> <p>(追加) 万一これらの施設に被害が生じた場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。</p> <p>(追加) なお、県、市及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報等をリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。 さらに市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用し、迅速な情報伝達体制を確立するために同報無線を整備する。</p> <p>6 救助施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資器材及び乾パン等の救助用食料、生活必需品等の物資について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善並びに点検を行う。</p> <p>(追加)</p> <p>7 その他の施設・設備等</p> <p>(追加) ※第3編第10章第2節、第3節に記載されている内容を整理</p> <p>(第3編 災害応急対策) (第10章 水・食品・生活必需品等の供給) (第2節 食品の供給) 1 市における措置 (1) 市は、自ら炊き出し、その他による食品の給与を実施するものとする。 (2) 給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。</p>	<p>の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>(5) 人材の育成等 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。 このほか、市及び県は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 浸水対策用資器材の整備強化 注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、掛矢等の防災資器材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 消防機関（市）における措置 消防ポンプ自動車、救助・救急用資器材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。</p> <p>5 情報の収集・連絡体制の整備 (1) 情報の収集・連絡体制 市及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。</p> <p>(2) 通信施設・設備等 ア 通信施設の防災構造化等 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落、市、県、関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに主要都市間の市外通話施設、有線放送施設、無線施設、放送施設等を防災構造化する等の整備改善に努める。 また、予備機等の設置に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>イ 通信施設の非常用発電機 万一通信施設に被害が生じた場合に備え、非常電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。</p> <p>ウ 防災情報システムの整備 県、市及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報等をリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</p> <p>(削除)</p> <p>6 救助・救出等に係る施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資器材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善並びに点検を行う。 また、県及び市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資器材等の備蓄に努める。 県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について、関係機関とあらかじめ協議する。</p> <p>7 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等</p>
(130)	<p>(第3編 災害応急対策) (第10章 水・食品・生活必需品等の供給) (第3節 生活必需品の供給) 1 市における措置 (1) 市は、災害に備え、生活必需品の備蓄を図るよう努力するものとする。 なお、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p>	<p>8 物資の備蓄、調達供給体制の確保 (1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。 なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。 また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p>(2) 市及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。</p> <p>(3) 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。</p> <p>(4) 県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。</p>
(131)		

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案																														
(181)	<p>(追加) ※第3編第24章第4節に記載されている内容を整理 (第3編 災害応急対策) (第24章 住宅対策) (第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営) 1 市及び県における措置 (追加) (2) 建設用地の確保 イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。 (追加)</p>	<p>9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 (1) 県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。 (2) 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。 なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。</p>																														
(134)	<p>(追加) ※第3編第11章第2節に記載されている内容を整理 (第3編 災害応急対策) (第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策) (第2節 廃棄物処理計画) 1 市における措置 (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。また、災害時においては、市は被災状況を調査し、震災廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実施計画を策定して、迅速に処理を進める。 (追加) (追加)</p>	<p>10 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 市災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。 (2) 県災害廃棄物処理計画の策定 県は、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省）に基づき、県災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について示すものとする。 (3) 広域連携、民間連携の促進 中部地方環境事務所、県及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。</p>																														
(195)	<p>(追加) ※第4編第1章第1節に記載されている内容を整理 (第4編 災害復旧) (第1章 民生安定のための緊急措置) (第1節 義援金その他資金等による支援) 1 市における措置 (3) 罹災証明書の交付等 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 また、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p>	<p>11 罹災証明書の発行体制の整備 (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 (2) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p>																														
48	<p>第8章 避難行動の促進対策 ■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="157 2493 1060 2478"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 避難場所及び避難路の指定等</td> <td>市</td> <td>1 避難場所の指定 2 (略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 避難に関する意識啓発</td> <td>市</td> <td>1 (1) 避難場所等の広報 1 (2) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 避難場所及び避難路の指定等 市における措置 1 避難場所の指定 (1) 避難場所とは 避難場所には、広域避難場所、一時避難場所等いくつかの形態があり、その主旨を整理する。 市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。 (追加)</p>	区分	機関名	主な措置	第2節 避難場所及び避難路の指定等	市	1 避難場所の指定 2 (略)	第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第5節 避難に関する意識啓発	市	1 (1) 避難場所等の広報 1 (2) (略)	<p>第8章 避難行動の促進対策 ■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1102 2493 2005 2478"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等</td> <td>市</td> <td>1 緊急避難場所の指定 2 (略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 避難に関する意識啓発</td> <td>市</td> <td>1 (1) 緊急避難場所等の広報 1 (2) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等 市における措置 1 緊急避難場所の指定 (1) 緊急避難場所とは 緊急避難場所には、広域避難場所、一時避難場所等いくつかの形態があり、その主旨を整理する。 市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。 なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施</p>	区分	機関名	主な措置	第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等	市	1 緊急避難場所の指定 2 (略)	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第5節 避難に関する意識啓発	市	1 (1) 緊急避難場所等の広報 1 (2) (略)
区分	機関名	主な措置																														
第2節 避難場所及び避難路の指定等	市	1 避難場所の指定 2 (略)																														
第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	(略)	(略)																														
(略)	(略)	(略)																														
第5節 避難に関する意識啓発	市	1 (1) 避難場所等の広報 1 (2) (略)																														
区分	機関名	主な措置																														
第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等	市	1 緊急避難場所の指定 2 (略)																														
第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	(略)	(略)																														
(略)	(略)	(略)																														
第5節 避難に関する意識啓発	市	1 (1) 緊急避難場所等の広報 1 (2) (略)																														

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案
(78)	<p>(2) <u>広域避難場所の選定</u> 市長は市民の生命、身体の安全を確保するため必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。 (追加) <u>(3) 避難場所標識の設置等</u> 平素から関係住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。 <u>(4) 一時避難場所の選定</u> (略)</p> <p>2 避難路の選定 避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 1 市における措置 (1) マニュアルの作成 ア～オ (略) (追加) ※第3編第2章第2節に記載されている内容を整理 (第3編 災害応急対策) (第2章 避難行動) (第2節 避難の勧告・指示) 6 避難の勧告・指示等の時期 (3) <u>避難の勧告、指示を発令する基準について、降水量や河川水位等の数値あるいは防災気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位情報周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令等、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるものとする。</u> なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らし合わせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p>	<p><u>設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</u> (2) 広域避難場所 市長は市民の生命、身体の安全を確保するため必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、<u>広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。</u> (削除) (3) 一時避難場所 (略)</p> <p>2 避難路の選定 緊急避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 1 市における措置 (1) マニュアルの作成 ア～オ (略) カ <u>避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること</u> (ア) <u>避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</u> なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らし合わせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。 (イ) <u>土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること</u></p>
51	<p>(3) 判断のための助言を求めるための事前準備 市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定 1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (1) 市の避難計画 (略) イ 避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 避難場所、避難所への経路及び誘導方法 エ 避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (略) オ 避難場所、避難所の管理に関する事項 (ア) 避難場所や避難所の秩序保持 (略)</p>	<p>(3) 判断のための助言を求めるための事前準備 市は、避難勧告又は指示を行う際（<u>土砂災害については、それらを解除する際も含む</u>）に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定 1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (1) 市の避難計画 (略) イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法 エ 緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (略) オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項 (ア) <u>緊急避難場所や避難所の秩序保持</u> (略)</p>
52	<p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 (略) イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</p> <p>2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のある市における措置 市地域防災計画で具体的に定める情報伝達や警戒避難体制等に関する事項の内容については、<u>第2章第4節、第6章第3節</u>に定めるところによる。</p>	<p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 (略) イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、<u>緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</u></p> <p>2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のある市における措置 市地域防災計画で具体的に定める情報伝達や警戒避難体制等に関する事項の内容については、<u>第2章第3節、第3章第2節</u>に定めるところによる。</p>
52	<p>第5節 避難に関する意識啓発 1 市における措置 市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙等を活用して平素から広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする (1) 避難場所等の広報 指定した避難場所、避難所について、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。 ア 避難場所、避難所の名称 イ 避難場所、避難所の所在位置 ウ 避難地区分け エ 避難場所、避難所への経路 オ 避難場所、避難所の区分 カ その他必要な事項 (追加)</p>	<p>第5節 避難に関する意識啓発 1 市における措置 市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等や洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示した小牧市防災ガイドブック、広報誌・PR紙等を活用して平素から広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。 (1) 緊急避難場所等の広報 指定した<u>緊急避難場所、避難所</u>について、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。 ア 緊急避難場所、避難所の名称 イ 緊急避難場所、避難所の所在位置 ウ 避難地区分け エ <u>緊急避難場所、避難所への経路</u> オ <u>緊急避難場所、避難所の区分</u> カ その他必要な事項 <u>・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと</u> <u>・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること</u></p>

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案																		
55	<p>(2) 避難のための知識の普及 必要に応じて、次の事項を市民に対して普及のための措置をとるものとする。 ア 平常時における避難のための知識 イ 避難時における知識 (追加)</p> <p>ウ 避難場所、避難所滞在中の心得</p> <p>(3) 広報の方法 防災担当者は、これらの広報活動に当たって、<u>広報、防災マップ、地域防災カルテ</u>による広報、相談窓口での対応、講習会、防災訓練等を実施するものとする。 (追加)</p> <p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備 1 市における措置 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「<u>避難所における良好な生活環境の確保に向けた取扱指針</u>」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>第2節 要配慮者支援 1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (4) 避難行動要支援者対策 (ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 避難行動要支援者名簿に登録される者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を年に1度更新し、関係者間で共有する。 (追加)</p>	<p>(2) 避難のための知識の普及 必要に応じて、次の事項を市民に対して普及のための措置をとるものとする。 ア 平常時における避難のための知識 イ 避難時における知識 <u>・避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とすること</u> <u>・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）</u> <u>・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと</u></p> <p>ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得</p> <p>(3) 広報の方法 防災担当者は、これらの広報活動に当たって、<u>広報、小牧市防災ガイドブック</u>による広報、相談窓口での対応、講習会、防災訓練等を実施するものとする。 (4) その他 <u>防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</u></p> <p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備 1 市における措置 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「<u>避難所における良好な生活環境の確保に向けた取扱指針</u>」を踏まえ、テント、仮設トイレ、<u>マンホールトイレ</u>、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>第2節 要配慮者支援 1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (4) 避難行動要支援者対策 (ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 避難行動要支援者名簿に登録される者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を年に1度更新し、関係者間で共有する。 <u>市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</u></p>																		
60	<p>第10章 広域応援体制の整備 ■基本方針 ○ 市等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等、広域的な応援体制の整備を図るものとする。なお、相互応援協定の締結にあたっては、<u>大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</u></p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="157 1855 1060 2166"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 広域応援体制の整備</td> <td>市</td> <td>(追加) 1 (1) 応援協定の締結等 1 (2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</td> </tr> <tr> <td>第3節 救援隊等による協力体制の整備</td> <td>市</td> <td>1 (1)～(2) (略) 1 (3) <u>愛知県内広域消防相互応援協定</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 広域応援体制の整備 1 市における措置 (追加)</p> <p><u>(1) 応援協定の締結等</u> (追加)</p> <p>市は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、<u>災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。</u> (略)</p> <p><u>(2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</u> (追加) 市は、<u>大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる</u></p>	区分	機関名	主な措置	第2節 広域応援体制の整備	市	(追加) 1 (1) 応援協定の締結等 1 (2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備	第3節 救援隊等による協力体制の整備	市	1 (1)～(2) (略) 1 (3) <u>愛知県内広域消防相互応援協定</u>	<p>第10章 広域応援体制の整備 ■基本方針 ○ 市等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等、広域的な応援体制の整備を図るものとする。なお、相互応援協定の締結にあたっては、<u>大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</u></p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1102 1855 2005 2166"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 広域応援体制の整備</td> <td>市</td> <td>1 (1) 応援要請手続きの整備 1 (2) 応援協定の締結等 1 (3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</td> </tr> <tr> <td>第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</td> <td>市</td> <td>1 (1)～(2) (略) 1 (3) <u>県内の広域消防相互応援</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 広域応援体制の整備 1 市における措置 (1) 応援要請手続きの整備 <u>県及び市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。</u> (2) 応援協定の締結等 ア <u>相互応援協定</u> 県及び市は、<u>災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。</u> イ <u>民間団体等との協定</u> 市及び県は、<u>災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u> (略) (3) <u>防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</u> ア <u>防災活動拠点の確保等</u> 市は、<u>円滑に県内外からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必</u></p>	区分	機関名	主な措置	第2節 広域応援体制の整備	市	1 (1) 応援要請手続きの整備 1 (2) 応援協定の締結等 1 (3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備	第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	市	1 (1)～(2) (略) 1 (3) <u>県内の広域消防相互応援</u>
区分	機関名	主な措置																		
第2節 広域応援体制の整備	市	(追加) 1 (1) 応援協定の締結等 1 (2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備																		
第3節 救援隊等による協力体制の整備	市	1 (1)～(2) (略) 1 (3) <u>愛知県内広域消防相互応援協定</u>																		
区分	機関名	主な措置																		
第2節 広域応援体制の整備	市	1 (1) 応援要請手続きの整備 1 (2) 応援協定の締結等 1 (3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備																		
第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	市	1 (1)～(2) (略) 1 (3) <u>県内の広域消防相互応援</u>																		

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案																		
	<p>活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</p> <p>（追加）</p>	<p>要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報共有に努めるものとする。</p> <p>イ 訓練、検証等</p> <p>県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</p>																		
61	<p>第3節 救援隊等による協力体制の整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広域航空消防応援</p> <p>市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) <u>愛知県広域消防相互応援協定</u></p> <p>市は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。</p>	<p>第3節 応援部隊等による広域応援体制の整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広域航空消防応援</p> <p>市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう<u>実践的な訓練等</u>を通じて活動体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) <u>県内の広域消防相互応援</u></p> <p>市は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう<u>実践的な訓練等</u>を通じて活動体制の整備に努めるものとする。</p>																		
62	<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>■基本方針</p> <p>（追加）</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="157 1172 1060 1454"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災訓練の実施</td> <td>市</td> <td>1 (1) ～(3) (略) (追加) (略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 防災のための意識啓発・広報</td> <td>市</td> <td>1 (1) (略) 1 (2) 防災に関する<u>広報</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災訓練の実施	市	1 (1) ～(3) (略) (追加) (略)	第2節 防災のための意識啓発・広報	市	1 (1) (略) 1 (2) 防災に関する <u>広報</u> (略)	<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>■基本方針</p> <p>○ <u>国、県及び市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。</u></p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施に当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1092 1172 2005 1454"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災訓練の実施</td> <td>市</td> <td>1 (1) ～(3) (略) <u>1 (4) 防災訓練の指導協力</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 防災のための意識啓発・広報</td> <td>市</td> <td>1 (1) (略) 1 (2) 防災に関する<u>知識の普及</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災訓練の実施	市	1 (1) ～(3) (略) <u>1 (4) 防災訓練の指導協力</u> (略)	第2節 防災のための意識啓発・広報	市	1 (1) (略) 1 (2) 防災に関する <u>知識の普及</u> (略)
区分	機関名	主な措置																		
第1節 防災訓練の実施	市	1 (1) ～(3) (略) (追加) (略)																		
第2節 防災のための意識啓発・広報	市	1 (1) (略) 1 (2) 防災に関する <u>広報</u> (略)																		
区分	機関名	主な措置																		
第1節 防災訓練の実施	市	1 (1) ～(3) (略) <u>1 (4) 防災訓練の指導協力</u> (略)																		
第2節 防災のための意識啓発・広報	市	1 (1) (略) 1 (2) 防災に関する <u>知識の普及</u> (略)																		
63	<p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 基礎訓練 ウ 避難、救助訓練 (略)</p> <p>なお、都市型水害対策訓練、地階等からの避難訓練についても実施に努めるものとする。</p> <p>（追加）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 図上訓練等</p> <p>市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び<u>支部</u>において応急対策活動に従事する本部要員及び<u>支部要員</u>に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。</p>	<p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 基礎訓練 ウ 避難、救助訓練 (略)</p> <p>なお、都市型水害対策訓練、地階等からの避難訓練、<u>土砂災害に係る避難訓練（危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練）</u>についても実施に努めるものとする。</p> <p>(4) <u>防災訓練の指導協力</u></p> <p>市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</p> <p>また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに積極的に協力する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 図上訓練等</p> <p>県及び市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び<u>方面本部</u>等において応急対策活動に従事する本部要員及び<u>方面本部要員</u>等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。</p>																		
64	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発 (略)</p> <p>エ 地域の避難場所、避難路に関する知識 (追加) (追加) (追加)</p> <p>オ 避難生活に関する知識</p> <p>カ 家庭における防災についての話し合い</p> <p>キ (略)</p> <p>(2) 防災に関する<u>広報</u> (追加)</p> <p>防災関係機関は市民に対し、その時期に応じて広報に関係記事を掲載する。また、災害の原因、予防応急対策その他に関するパンフレットを作成配布し、防災心得の高揚に</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発 (略)</p> <p>エ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識</p> <p>オ <u>警報等や避難指示等の意味と内容</u></p> <p>カ <u>警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動</u></p> <p>キ <u>様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動</u></p> <p>ク 避難生活に関する知識</p> <p>ケ 家庭における防災の話し合い <u>（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）</u></p> <p>コ (略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及</p> <p>県及び市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p> <p>また、市は、<u>地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。</u></p> <p>防災関係機関は市民に対し、その時期に応じて広報に関係記事を掲載する。また、災害の原因、予防応急対策その他に関するパンフレットを作成配布し、防災心得の高揚に</p>																		

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案																																																						
65	<p>努める。</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、<u>3日以上（可能な限り1週間分程度）</u>の家庭内備蓄を推進する。</p>	<p>努める。</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、<u>可能な限り1週間分程度、最低でも3日分</u>の家庭内備蓄を推進する。</p>																																																						
68	<p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） 第1節 災害対策本部の設置・運営 1 市における措置 (ウ) 非常連絡及び動員 ① 消防署の通信担当職員は、県から非常配備に該当する情報等を受領したときは、直ちに消防長及び必要と認める上司に報告し、その指示を受けなければならない。</p>	<p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） 第1節 災害対策本部の設置・運営 1 市における措置 (ウ) 非常連絡及び動員 ① 消防署の警防係通信担当職員は、県から非常配備に該当する情報等を受領したときは、直ちに消防長及び必要と認める上司に報告し、その指示を受けなければならない。</p>																																																						
71	<p>2 防災関係機関における措置 (追加)</p> <p>第2節 職員の派遣要請等 1 市における措置 (4) 県広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用 市内の医療資源ではあきらかに不足、又は不足が予想される場合は、<u>通信指令室に設置してある端末にて、愛知県広域災害救急医療情報システム（EMIS）入力を行い、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信する。</u></p>	<p>2 防災関係機関における措置 (3) 惨事ストレス対策 ア 検索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。 イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p>第2節 職員の派遣要請等 1 市における措置 (4) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用 市内の医療資源ではあきらかに不足、又は不足が予想される場合は、<u>消防署の受付に設置したインターネットに接続された専用端末にて、広域災害救急医療情報システム（EMIS）入力を行い、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信する。</u></p>																																																						
72	<p>第2章 避難行動 ■基本方針 ○ 災害応急対策責任者（災対法第50条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。 (追加)</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>气象台</td> <td>○特別警報・警報の発表・伝達 (追加) (追加)</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象警報等の伝達</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第2節 避難の指示</td> <td>市</td> <td>1(1)～(4) (略) 1(5) 広域一時滞在に係る協議</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県(知事又は知事の命を受けた職員)</td> <td>3(1)～(5) (略) 3(6) 広域一時滞在に係る協議</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>自衛隊(自衛官)</td> <td>5(1) 避難等の措置 5(2) 報告(自衛隊法第94条)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	气象台	○特別警報・警報の発表・伝達 (追加) (追加)	→	→	区分	機関名	主な措置	第1節 気象警報等の伝達	(略)	(略)	第2節 避難の指示	市	1(1)～(4) (略) 1(5) 広域一時滞在に係る協議	(略)	(略)	県(知事又は知事の命を受けた職員)	3(1)～(5) (略) 3(6) 広域一時滞在に係る協議	(略)	(略)	(追加)	(追加)	自衛隊(自衛官)	5(1) 避難等の措置 5(2) 報告(自衛隊法第94条)	<p>第2章 避難行動 ■基本方針 ○ 災害応急対策責任者（災対法第51条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。 ○ <u>避難準備情報の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。</u></p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>气象台</td> <td>○特別警報・警報の発表・伝達 ○洪水予報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象警報等の発表、伝達</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第2節 避難の指示</td> <td>市</td> <td>1(1)～(4) (略) (削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県(知事又は知事の命を受けた職員)</td> <td>3(1)～(5) (略) (削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>名古屋地方气象台、中部地方整備局</td> <td>5(1) 市長への助言</td> </tr> <tr> <td>自衛隊(自衛官)</td> <td>6(1) 警察官職務執行法第4条による措置 6(2) 報告(自衛隊法第94条)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	气象台	○特別警報・警報の発表・伝達 ○洪水予報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達	→	→	区分	機関名	主な措置	第1節 気象警報等の発表、伝達	(略)	(略)	第2節 避難の指示	市	1(1)～(4) (略) (削除)	(略)	(略)	県(知事又は知事の命を受けた職員)	3(1)～(5) (略) (削除)	(略)	(略)	名古屋地方气象台、中部地方整備局	5(1) 市長への助言	自衛隊(自衛官)	6(1) 警察官職務執行法第4条による措置 6(2) 報告(自衛隊法第94条)
機関名	事前	被害発生中	事後																																																					
气象台	○特別警報・警報の発表・伝達 (追加) (追加)	→	→																																																					
区分	機関名	主な措置																																																						
第1節 気象警報等の伝達	(略)	(略)																																																						
第2節 避難の指示	市	1(1)～(4) (略) 1(5) 広域一時滞在に係る協議																																																						
	(略)	(略)																																																						
	県(知事又は知事の命を受けた職員)	3(1)～(5) (略) 3(6) 広域一時滞在に係る協議																																																						
	(略)	(略)																																																						
	(追加)	(追加)																																																						
自衛隊(自衛官)	5(1) 避難等の措置 5(2) 報告(自衛隊法第94条)																																																							
機関名	事前	被害発生中	事後																																																					
气象台	○特別警報・警報の発表・伝達 ○洪水予報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達	→	→																																																					
区分	機関名	主な措置																																																						
第1節 気象警報等の発表、伝達	(略)	(略)																																																						
第2節 避難の指示	市	1(1)～(4) (略) (削除)																																																						
	(略)	(略)																																																						
	県(知事又は知事の命を受けた職員)	3(1)～(5) (略) (削除)																																																						
	(略)	(略)																																																						
	名古屋地方气象台、中部地方整備局	5(1) 市長への助言																																																						
自衛隊(自衛官)	6(1) 警察官職務執行法第4条による措置 6(2) 報告(自衛隊法第94条)																																																							
74	<p>第1節 気象警報等の伝達 1 市における措置 (図1)(注)2 気象庁本庁から西日本電信電話株式会社（NTTマーケティングアクト福岡104センタ）には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p>	<p>第1節 気象警報等の発表、伝達 1 市における措置 図中(注)2 気象庁本庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p>																																																						
75	<p>(図5) 土砂災害警戒情報 名古屋地方气象台←協議→愛知県砂防課</p>	<p>(図5) 土砂災害警戒情報 名古屋地方气象台←協議・発表→愛知県砂防課</p>																																																						
76	<p>第2節 避難の勧告・指示</p>	<p>第2節 避難の勧告・指示</p>																																																						

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案
	<p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>避難の指示</u> (追加)</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、<u>避難のための立退きを指示又は勧告する。</u></p> <p>なお、当該災害の発生により、市長が避難のための立退き勧告等の事務を全部又は大部分実施できないときは、災害対策基本法第60条第5項の規定に基づき、知事が市長に代わってその事務を実施するものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、<u>要配慮者に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</u></p> <p>(追加)</p> <p>なお、<u>周囲の被害状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(5) <u>広域一時滞在に係る協議</u> 災害が発生し、被災した住民の、当該市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、<u>避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。</u></p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>避難のための準備情報・勧告・指示</u> ア <u>避難勧告・避難指示</u> 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、<u>速やか且つ的確な避難勧告・指示を行うものとする。</u> その他、<u>河川管理者等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。</u> なお、当該災害の発生により、市長が避難のための立退き勧告等の事務を全部又は大部分実施できないときは、災害対策基本法第60条第5項の規定に基づき、知事が市長に代わってその事務を実施するものとする。 <u>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</u> また、<u>勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備情報の提供に努める。</u> イ <u>避難準備情報</u> 一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、<u>避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</u> また、<u>必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難所を開設する。</u> ウ <u>屋内避難</u> 周囲の被害状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</u> エ <u>対象地域の設定</u> <u>避難準備情報や避難勧告・指示等を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</u> オ <u>事前の情報提供</u> <u>避難勧告や指示等に至る前から、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。</u></p> <p>(削除) ※第9章第1節に記載</p>
77	<p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置</p> <p>(4) 市長への助言 知事は、市長から<u>避難のための立ち退きの勧告等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</u></p> <p>(6) <u>広域一時滞在に係る協議等</u> 県は、<u>県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。</u> 県は、<u>市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。</u> また、<u>県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わって協議を行う。</u> <u>(県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、必要に応じて国が協議等を代行する。)</u></p> <p>(追加)</p>	<p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置</p> <p>(4) 市長への助言 知事は、市長から<u>避難指示、避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</u></p> <p>(削除) ※第9章第1節に記載</p>
78	<p>5 自衛隊（自衛官）における措置</p> <p>6 避難勧告・指示等の時期</p> <p>(1) <u>避難の勧告・指示は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。</u></p> <p>(2) <u>また避難勧告や指示等に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。</u></p> <p>(3) <u>避難の勧告、指示を発令する基準について、降水量や河川水位等の数値あるいは防災気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位情報周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令等、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるものとする。</u> なお、<u>一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生他都度、その適否を検証し、災害履歴と照らし合わせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</u></p>	<p>5 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</p> <p>(1) 市長への助言 名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、<u>市長から避難指示、避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</u></p> <p>6 自衛隊（自衛官）における措置</p> <p>(削除) ※本節1(1)に記載</p> <p>(削除) ※本節1(1)に記載</p> <p>(削除) ※第2編第8章第3節に記載</p>
80	<p>第3節 住民等の避難誘導</p> <p>(2) <u>避難誘導及び移送</u> 避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては警察官、消防職団員、市役所職員等が誘導を行う。誘導に当たってはできるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとして、<u>避難行動要支援者の避難を優先して行う。</u> また、<u>避難所に誘導する場合は、万一の安全を考えその地域の実情に応じ、避難路を</u></p>	<p>第3節 住民等の避難誘導</p> <p>(2) <u>避難誘導及び移送</u> 避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては警察官、消防職団員、市役所職員等が誘導を行う。誘導に当たってはできるだけ次の事項に留意し、<u>住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。なお、避難所に誘導する場合は、万一の安全を考えその地域の実情に応じ、避難路を2か所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所</u></p>

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案																												
82	<p>2か所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不適当となった場合は別の避難所に移送する。</p> <p>なお、避難誘導、安否確認の実施に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するように努め、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</p> <p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報 ■基本方針 （追加）</p> <p>○ 災害応急対策責任者（災対法第50条）は、災害に関する情報の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。</p> <p>○ 県、市及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。</p> <p>○ 県、市及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。</p> <p>○ 迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。</p> <p>○ 各防災関係機関は、災害時の混乱した事態に、人心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するとともに、必要に応じ被災状況等の公聴を実施する等、その広報及び報道の内容を中心に定めるものとする。</p> <p>○ 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="157 1202 1039 1320"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○被害状況等の情報収集及び県等への通報 (以下、略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="157 1469 1039 1825"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被害状況等の収集・伝達</td> <td>市</td> <td>1 (1) 承知した異常現象の名古屋地方気象台その他関係機関への通報 1 (2) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報 1 (3) 行方不明者の情報収集 1 (4) 即報基準に該当する火災、災害の報告 1 (5) 災害応急対策完了後15日以内の確定報告 1 (12) 被災者台帳の作成</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	市	○被害状況等の情報収集及び県等への通報 (以下、略)			区分	機関名	主な措置	第1節 被害状況等の収集・伝達	市	1 (1) 承知した異常現象の名古屋地方気象台その他関係機関への通報 1 (2) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報 1 (3) 行方不明者の情報収集 1 (4) 即報基準に該当する火災、災害の報告 1 (5) 災害応急対策完了後15日以内の確定報告 1 (12) 被災者台帳の作成	<p>が危険等で不適当となった場合は別の避難所に移送する。</p> <p>ア 避難場所や避難路、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</p> <p>イ できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行う。</p> <p>ウ 避難行動要支援者の避難を優先して行う。</p> <p>エ 避難行動要支援者の避難誘導の実施に当たっては、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行う。</p> <p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報 ■基本方針</p> <p>○ 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。</p> <p>○ 災害応急対策責任者（災対法第51条）は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう、活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。</p> <p>○ 県、市及び関係機関は、相互に連携して災害応急対応が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努める。</p> <p>○ 県、市及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保すると共に、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。</p> <p>○ 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。</p> <p>○ 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1092 1202 1974 1320"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○被害状況等の情報収集及び県への報告 (以下、略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1092 1469 1974 1825"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被害状況等の収集・伝達</td> <td>市</td> <td>1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) 行方不明者の情報収集 1 (4) 火災、災害速報要領に基づく報告 (削除) 1 (11) 被災者台帳の作成</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	市	○被害状況等の情報収集及び県への報告 (以下、略)			区分	機関名	主な措置	第1節 被害状況等の収集・伝達	市	1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) 行方不明者の情報収集 1 (4) 火災、災害速報要領に基づく報告 (削除) 1 (11) 被災者台帳の作成
機関名	事前	被害発生中	事後																											
市	○被害状況等の情報収集及び県等への通報 (以下、略)																													
区分	機関名	主な措置																												
第1節 被害状況等の収集・伝達	市	1 (1) 承知した異常現象の名古屋地方気象台その他関係機関への通報 1 (2) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報 1 (3) 行方不明者の情報収集 1 (4) 即報基準に該当する火災、災害の報告 1 (5) 災害応急対策完了後15日以内の確定報告 1 (12) 被災者台帳の作成																												
機関名	事前	被害発生中	事後																											
市	○被害状況等の情報収集及び県への報告 (以下、略)																													
区分	機関名	主な措置																												
第1節 被害状況等の収集・伝達	市	1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) 行方不明者の情報収集 1 (4) 火災、災害速報要領に基づく報告 (削除) 1 (11) 被災者台帳の作成																												
83	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達 1 市の措置</p> <p>(1) 異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他の関係機関に通報する。</p> <p>(2) 市長は、被害状況、災害応急対策等の災害に関する情報の収集に努め、遅滞なく県及び関係機関に通報する。</p> <p>この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(3) (追加)</p> <p>(4) (追加)</p> <p>(5) 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</p> <p>(6) ～ (12)</p> <p>2 被害状況等の一般的収集・伝達系統 (3) 情報の収集伝達については、「本編第2章通信の運用」に記載した各種の方法を</p>	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達 1 市の措置 (削除)</p> <p>(1) 被害情報の収集 市長は、人的被害の状況、(行方不明者の数を含む)、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。</p> <p>なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。</p> <p>この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(3) 行方不明者の情報収集 (略)</p> <p>(4) 火災・災害即報要領に基づく報告 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</p> <p>(5) ～ (11)</p> <p>2 被害状況等の一般的収集・伝達系統 (3) 情報の収集伝達については、第2節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を</p>																												
85																														

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案																
86	<p>有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取扱い、あるいは携帯電話を利用する。</p> <p>3 重要な災害情報の収集伝達</p> <p>(1) (追加) (略)</p> <p>(2) (追加) (略)</p> <p>(3) (追加) (略) (追加)</p>	<p>有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取扱い、あるいは携帯電話を利用する。</p> <p>3 重要な災害情報の収集伝達</p> <p>(1) <u>国に対する逐次の情報伝達</u> (略)</p> <p>(2) <u>災害の規模の把握のために必要な情報</u> (略)</p> <p>(3) <u>安否情報</u> (略)</p> <p>(4) <u>孤立集落に係る情報</u> <u>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、</u> <u>国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、県、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</u></p>																
89	<p>第2節 通信手段の確保</p> <p>1 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(7) 非常通信 <u>エ 利用者の心得</u> <u>非常通信を利用する場合は、依頼者は被依頼者側において、その通信の取扱いが便宜であるよう次の事項を守るよう心掛けなければならない。</u> <u>(ア) 依頼する通報の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものであり、かつ、速報の作成に当たってはできる限り次の要領によるものとする。</u> <u>① 電報形式又は文書形式とすること。通報は何通でも依頼できるが、1通の電報文はなるべく本文200字以内とすること。</u> <u>② あて先は、住所、氏名及びわかれば電話番号をはっきり記載すること。</u> <u>③ 本文の末尾に発信人名を記載すること。</u> <u>④ 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号をも記載すること。</u> <u>(イ) 通報の配達については、無線局の免許人、着信を予想せられる者、その他関係者が配達に協力し、その配達上適宜の措置を講じなければならないから、利用者はあらかじめ通報のあて先を想定し、関係者と協議しておくことが望ましい。</u> <u>(ウ) 非常通信はなるべく無料として取扱うようになっているが、通信系路が途中、西日本電信電話株式会社回線を媒介するとき、その他通報の取扱いに関し実費額の補償を必要とするときは、その費用を補償しなければならないこともあるから、利用する無線局とあらかじめ協議しておく必要がある。</u></p> <p>(8) 電話、電報施設等の優先利用 ア 一般電話及び電報 (ア) <u>災害時優先電話の登録</u> <u>各防災関係機関は、災害時における非常扱いの通話等の運用の迅速性及び電話の輻そう回避のため、あらかじめ発信する電話番号を西日本電信電話株式会社名古屋支店に「災害時優先電話」として登録する。(略)</u></p>	<p>第2節 通信手段の確保</p> <p>1 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(7) 非常通信 (削除)</p> <p>(8) 電話、電報施設等の優先利用 ア 一般電話及び電報 (ア) 災害時優先電話 <u>災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。(略)</u></p> <p>(削除)</p>																
90	<p>(9) <u>携帯電話の活用</u> <u>各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>	<p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>																
91	<p>第3節 広報</p> <p>3 各機関の措置</p> <p>(2) (略)</p> <p>ウ <u>インターネットホームページ掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供</u></p>	<p>第3節 広報</p> <p>3 各機関の措置</p> <p>(2) (略)</p> <p>ウ <u>Webサイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供</u></p>																
92	<p>5 広報活動の実施方法</p> <p>(3) 多様な情報発信の活用 <u>各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、ホームページ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</u></p>	<p>5 広報活動の実施方法</p> <p>(3) 多様な情報発信の活用 <u>各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Webサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</u></p>																
94	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="157 2522 1060 2745"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2節 救援隊等 による協 力</td> <td>県</td> <td>1 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の応援要請</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>2 愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助及び緊急消防援助隊の要請</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 救援隊等による協力</p> <p>1 県における措置（緊急消防援助隊等）</p>	区分	機関名	主な措置	第2節 救援隊等 による協 力	県	1 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の応援要請	市	2 愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助及び緊急消防援助隊の要請	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1102 2522 2005 2745"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2節 応援部隊 等による 広域応援 等</td> <td>県</td> <td>1 緊急消防援助隊等の応援要請</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>2 緊急消防援助隊等の応援要請</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 応援部隊等による広域応援等</p> <p>1 県における措置</p>	区分	機関名	主な措置	第2節 応援部隊 等による 広域応援 等	県	1 緊急消防援助隊等の応援要請	市	2 緊急消防援助隊等の応援要請
区分	機関名	主な措置																
第2節 救援隊等 による協 力	県	1 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の応援要請																
	市	2 愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助及び緊急消防援助隊の要請																
区分	機関名	主な措置																
第2節 応援部隊 等による 広域応援 等	県	1 緊急消防援助隊等の応援要請																
	市	2 緊急消防援助隊等の応援要請																

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案
100	<p>(追加) (略) 2 市における措置（緊急消防援助隊等） (追加) <u>(1)～(3)</u></p> <p>第5節 防災活動拠点の確保 1 市における措置 (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防を始めとする<u>広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。</u> (2) 市は、<u>県内市町村への応援が必要となる場合の活動拠点としての活用も図るものとする。</u></p>	<p>(1) <u>緊急消防援助隊等の応援要請</u> (略) 2 市における措置 (1) <u>緊急消防援助隊等の応援要請</u> <u>ア～ウ</u></p> <p>第5節 防災活動拠点の確保 1 市における措置 (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防を始めとする<u>応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。</u> (2) <u>当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。</u></p>
102	<p>第5章 救出・救助対策 第1節 救出・救助活動 2 関係機関における措置 <u>応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>第5章 救出・救助対策 第1節 救出・救助活動 2 中部地方整備局及び高速道路会社における措置 (1) <u>緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援</u> <u>国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言等を行うものとする。</u> (2) <u>高速道路のサービスエリア等の使用</u> <u>高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、拠点・救助活動への支援を行うものとする。</u></p> <p>3 合同調整所の設置 <u>災害現場で活動する警察・消防・自衛隊等の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。</u> <u>また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。</u></p>
104	<p>3～4 (略)</p> <p>第2節 航空機の活用 1 市における措置 (2) <u>防災ヘリコプターの応援要請を行う際には、次の点について愛知県防災局消防保安課防災航空グループあてに電話等により速報を行ったうえで、緊急出動要請書を知事に提出する。</u> ア (略) イ <u>防災ヘリコプターが行う活動支援の内容</u> ウ (略) エ <u>災害発生現場の気象状況</u> オ <u>飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制</u> カ、キ (略) (4) <u>要請によって知事が防災ヘリコプターを出動させるのは、次の要件の内の一つに該当するときである。</u> ア <u>災害が、隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき</u> イ～ウ (略) (5) <u>この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。</u></p> <p>2 航空機の運用調整 <u>県は、県災害対策本部において、必要に応じて、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等とともに、これらの機関が保有する航空機の運用に係る調整を行う。</u> <u>消防、警察、海上保安庁、自衛隊等航空機を保有する機関は、県災害対策本部で行われる運用調整に参加し、協力するよう努める。</u></p> <p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節 防疫・保健衛生</p>	<p>4～5 (略)</p> <p>第2節 航空機の活用 1 市における措置 (2) <u>防災ヘリコプターの応援要請を行う場合は、愛知県防災航空隊に対し、電話により次の事項を通報し、通報後、遅滞なく防災航空隊に対し、防災航空隊緊急出動要請書をファクシミリにて送付するものとする。</u> ア (略) イ <u>防災ヘリコプターが行う支援活動の内容</u> ウ (略) エ <u>災害発生場所の気象状態及び地形状況</u> オ <u>離着陸場所の所在地及び地上支援の体制</u> カ、キ (略) (4) <u>要請によって知事が防災ヘリコプターを出動させるのは、次の要件の内の一つに該当するときである。</u> ア <u>災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合</u> イ～ウ (略) (5) <u>この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「愛知県防災ヘリコプター支援協定」の定めるところによる。</u></p> <p>2 航空機の運用調整 (1) <u>航空運用チームの設置</u> <u>県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用チーム）を設置する。</u> (2) <u>参画機関</u> <u>航空運用チームには、警察、消防、中部地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得る。</u> (3) <u>調整事項等</u> <u>航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行う。</u> <u>また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</u> <u>なお、政府の現地対策本部が設置されている場合には、同本部と連携するよう留意する。</u></p> <p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節 防疫・保健衛生</p>

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案																																								
	<p>2 市における措置 市長は知事の指導及び地域住民の協力を得て次のことを実施する。 <u>(1) 積極的疫学調査及び健康診断</u> 県は、市、地区衛生組織等関係機関の協力を得て、被災者の感染症の発生の状況、動向及び原因の調査に当たる。なお、調査の結果、一類感染症等のまん延を防止するため必要があると認めるときは当該者に対し健康診断を受けるべきことを勧告する。 <u>(2) 防疫班の編成</u> 積極的疫学調査及び健康診断の結果、一類感染症患者の発生があった際、あるいは、発生するおそれがある場合には、県は保健所に防疫班を編成し、防疫活動を実施する。また、市は県に準じて災害対策本部に防疫班を設ける。 <u>(3) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒等</u> (略) <u>(4) ねずみ族、昆虫等の駆除</u> (略) <u>(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による生活の用に供される水の供給</u> 第3編第10章第1節「給水」に準じて実施する。 <u>(6) 患者等に対する措置</u> 県は、被災地域において、一類感染症患者が発生し、まん延を防止するため必要があると認めるときは、患者に対し感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。なお、感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、県が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。 <u>(7) 臨時予防接種</u> ア 県は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行い、又は市町村に行うよう指示する。 イ 市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い的確に実施する。 <u>(8) 広報及び健康指導</u> 県は、市の協力を得て被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に務める。</p>	<p>2 市における措置 市長は知事の指導及び地域住民の協力を得て次のことを実施する。 (削除) <u>(1) 防疫組織</u> 市は、県に準じて災害対策本部に防疫組織を設ける。 <u>(2) 防疫活動</u> (略) <u>(3) ねずみ族、昆虫等の駆除</u> (略) <u>(4) 生活の用に供される水の供給</u> 第3編第10章第1節「給水」に準じて実施する。 (削除) <u>(5) 臨時予防接種</u> (削除) 市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い的確に実施する。 <u>(6) 広報及び健康指導</u> 市は、県の協力を得て被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に務める。</p>																																								
110	<p>6 避難所の生活衛生管理 (1) 市及び県は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。 (2) 避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。</p>	<p>6 避難所の衛生管理 (1) 市及び県は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。 (2) 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p>																																								
111	<p>第7章 地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策 ■基本方針 ○ 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。 (追加)</p>	<p>第7章 交通の確保・緊急輸送対策 ■基本方針 (削除)</p>																																								
	<p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="157 1855 1071 2448"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社</td> <td></td> <td>○点検の実施 (以下、略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市</td> <td></td> <td>○道路被害情報の収集 ○緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 (追加) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社		○点検の実施 (以下、略)		(追加)		(追加)		(追加)		(追加)		市		○道路被害情報の収集 ○緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 (追加) (略)		<p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1102 1855 2026 2448"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社</td> <td></td> <td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 (以下、略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空港管理者</td> <td></td> <td>○施設の使用停止 ○応急工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄道管理者</td> <td></td> <td>○列車の避難・停止 ○応急工事 ○応援要求</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市</td> <td></td> <td>○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 (以下、略)		空港管理者		○施設の使用停止 ○応急工事		鉄道管理者		○列車の避難・停止 ○応急工事 ○応援要求		市		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 (略)	
機関名	事前	被害発生中	事後																																							
中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社		○点検の実施 (以下、略)																																								
(追加)		(追加)																																								
(追加)		(追加)																																								
市		○道路被害情報の収集 ○緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 (追加) (略)																																								
機関名	事前	被害発生中	事後																																							
中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 (以下、略)																																								
空港管理者		○施設の使用停止 ○応急工事																																								
鉄道管理者		○列車の避難・停止 ○応急工事 ○応援要求																																								
市		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 (略)																																								
	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="157 2522 1071 2864"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 地域安全対策</td> <td>警察</td> <td>予防警戒活動</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>2 警察の実施する地域安全活動に対する協力</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 道路交通規制等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節</td> <td>道路管理者</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 地域安全対策	警察	予防警戒活動	市	2 警察の実施する地域安全活動に対する協力	第2節 道路交通規制等	(略)	(略)	(略)	(略)	第3節	道路管理者	(略)	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1102 2522 2026 2864"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1節 道路交通規制等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節</td> <td>道路管理者</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(削除)	(削除)	(削除)		(削除)	(削除)	第1節 道路交通規制等	(略)	(略)	(略)	(略)	第2節	道路管理者	(略)							
区分	機関名	主な措置																																								
第1節 地域安全対策	警察	予防警戒活動																																								
	市	2 警察の実施する地域安全活動に対する協力																																								
第2節 道路交通規制等	(略)	(略)																																								
	(略)	(略)																																								
第3節	道路管理者	(略)																																								
区分	機関名	主な措置																																								
(削除)	(削除)	(削除)																																								
	(削除)	(削除)																																								
第1節 道路交通規制等	(略)	(略)																																								
	(略)	(略)																																								
第2節	道路管理者	(略)																																								

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案																								
	<table border="1"> <tr> <td>緊急輸送道路の確保</td> <td>市</td> <td>2(1) 道路被害情報の収集 2(2) 緊急輸送道路の機能確保 2(3) 情報の提供</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>第4節 緊急輸送手段の確保</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	緊急輸送道路の確保	市	2(1) 道路被害情報の収集 2(2) 緊急輸送道路の機能確保 2(3) 情報の提供	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	第4節 緊急輸送手段の確保	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>道路施設対策</td> <td>市</td> <td>2(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 2(2) 道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 2(3) 情報の提供</td> </tr> <tr> <td>第3節 空港施設対策</td> <td>愛知県 名古屋 飛行場</td> <td>(県)名 古屋空 港事務 所 自衛隊</td> </tr> <tr> <td>第4節 鉄道施設対策</td> <td>鉄道事業者</td> <td>1 施設の使用停止及び応急工事 2 航空交通の安全確保及び混乱の回避</td> </tr> <tr> <td>第5節 緊急輸送手段の確保</td> <td>(略)</td> <td>1(1) 列車の避難並びに停止 1(2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置 1(3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事 1(4) 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求 1(5) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請</td> </tr> </table>	道路施設対策	市	2(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 2(2) 道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 2(3) 情報の提供	第3節 空港施設対策	愛知県 名古屋 飛行場	(県)名 古屋空 港事務 所 自衛隊	第4節 鉄道施設対策	鉄道事業者	1 施設の使用停止及び応急工事 2 航空交通の安全確保及び混乱の回避	第5節 緊急輸送手段の確保	(略)	1(1) 列車の避難並びに停止 1(2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置 1(3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事 1(4) 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求 1(5) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請
緊急輸送道路の確保	市	2(1) 道路被害情報の収集 2(2) 緊急輸送道路の機能確保 2(3) 情報の提供																								
(追加)	(追加)	(追加)																								
(追加)	(追加)	(追加)																								
第4節 緊急輸送手段の確保	(略)	(略)																								
道路施設対策	市	2(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 2(2) 道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 2(3) 情報の提供																								
第3節 空港施設対策	愛知県 名古屋 飛行場	(県)名 古屋空 港事務 所 自衛隊																								
第4節 鉄道施設対策	鉄道事業者	1 施設の使用停止及び応急工事 2 航空交通の安全確保及び混乱の回避																								
第5節 緊急輸送手段の確保	(略)	1(1) 列車の避難並びに停止 1(2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置 1(3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事 1(4) 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求 1(5) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請																								
112	<p>第1節 地域安全対策</p> <p>第2節 道路交通規制対策 1 県警察における措置 (追加)</p>	<p>(削除)</p> <p>第1節 道路交通規制等 1 県警察における措置 県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。 この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。</p>																								
115	<p>第3節 緊急輸送道路の確保 2 市における措置 (1) 道路被害情報の収集 巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。 (2) 緊急輸送道路の機能確保 (追加) 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいけない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。 (追加)</p>	<p>第2節 道路施設対策 2 市における措置 (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通情報を速やかに把握する。 イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ア 道路、橋梁等の緊急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。 イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいけない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。 エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。</p>																								
(141)	<p>(追加) ※第13章第3節に記載されている内容 (第13章 交通施設の応急対策) 第3節 空港施設対策</p> <p>(追加) ※第13章第2節に記載されている内容 (第13章 交通施設の応急対策) 第2節 鉄道施設対策</p>	<p>第3節 空港施設対策</p> <p>第4節 鉄道施設対策</p>																								
123	<p>第4節 緊急輸送手段の確保</p> <p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の開設・運営</td> <td>市</td> <td>1(1) 避難所の開設・運営 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求 (追加) (追加)</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>市</td> <td>1(1)～(4) (略) 1(5) 外国人への情報の提供と収集</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の開設・運営	市	1(1) 避難所の開設・運営 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求 (追加) (追加)	第2節 要配慮者支援対策	市	1(1)～(4) (略) 1(5) 外国人への情報の提供と収集	<p>第5節 緊急輸送手段の確保</p> <p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の開設・運営</td> <td>市</td> <td>1(1) 避難所の開設 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求 1(4) 避難所の運営 5 広域一時滞在に係る協議等</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>市</td> <td>1(1)～(4) (略) 1(5) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の開設・運営	市	1(1) 避難所の開設 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求 1(4) 避難所の運営 5 広域一時滞在に係る協議等	第2節 要配慮者支援対策	市	1(1)～(4) (略) 1(5) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握						
区分	機関名	主な措置																								
第1節 避難所の開設・運営	市	1(1) 避難所の開設・運営 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求 (追加) (追加)																								
第2節 要配慮者支援対策	市	1(1)～(4) (略) 1(5) 外国人への情報の提供と収集																								
区分	機関名	主な措置																								
第1節 避難所の開設・運営	市	1(1) 避難所の開設 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求 1(4) 避難所の運営 5 広域一時滞在に係る協議等																								
第2節 要配慮者支援対策	市	1(1)～(4) (略) 1(5) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握																								
	<p>第1節 避難所の開設・運営 1 市における措置 (4)～(7) (追加) ※「2 避難所の運営」から移動 市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には職員を常駐させ、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。 (1)～(12)</p> <p>2 避難所の運営</p>	<p>第1節 避難所の開設・運営 1 市における措置 (削除) (4) 避難所の運営 市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には職員を常駐させ、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。 ア～シ (削除) ※1(4)に記載</p>																								

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案																		
(76)	<p><u>3～5</u>（略）</p> <p>（追加）※第2章第2節に記載されている内容を整理</p> <p>(第2章 避難行動) (第2節 避難の勧告・指示)</p> <p>1 市における措置</p> <p><u>(5) 広域一時滞在に係る協議</u> 災害が発生し、被災した住民の、当該市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。</p> <p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置</p> <p><u>(6) 広域一時滞在に係る協議等</u> 県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う 県は、市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。 また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わって協議を行う。 （県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、必要に応じて国が協議等を代行する。）</p>	<p><u>2～4</u>（略）</p> <p>5 広域一時滞りに係る協議等</p> <p><u>(1) 市における措置</u> 市は、災害が発生し、被災した住民の、市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、<u>同一都道府県内の他の市町村への受入れについて、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。</u></p> <p><u>(2) 県における措置</u> 県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。 県は、市から求められたときは、広域一時滞りに関する事項について助言を行う。 また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わって協議を行う。（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、必要に応じて国が協議等を代行する。）</p>																		
126	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p><u>(1)～(5)</u></p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市における措置</p> <p><u>(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</u> 第2章 第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照</p> <p><u>(2) 避難行動要支援者の避難支援</u> 第2章 第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照</p> <p><u>(3) 障害者に対する情報提供</u> 障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせて伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。</p> <p><u>(4)～(8)</u></p>																		
128	<p>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="157 1291 1060 1543"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 食品の供給</td> <td>市</td> <td>1 (1) 炊き出し等による食品給与の実施 1 (2) 他市町村又は県への応援要求 (追加)</td> </tr> <tr> <td>第3節 生活必需物資 の供給</td> <td>市</td> <td>1 (1) 生活必需物資の備蓄 1 (2) 生活必需品の供給 1 (3) 他市町村又は県に対する応援要請</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 食品の供給	市	1 (1) 炊き出し等による食品給与の実施 1 (2) 他市町村又は県への応援要求 (追加)	第3節 生活必需物資 の供給	市	1 (1) 生活必需物資の備蓄 1 (2) 生活必需品の供給 1 (3) 他市町村又は県に対する応援要請	<p>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1102 1291 2005 1543"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 食品の供給</td> <td>市</td> <td>1 (1) 炊き出しその他による食品の供給 1 (2) 他市町村又は県への応援要求 1 (3) 米穀の原料調達</td> </tr> <tr> <td>第3節 生活必需品の 供給</td> <td>市</td> <td>(削除) 1 (1) 生活必需品の供給 1 (2) 他市町村又は県に対する応援要請</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 食品の供給	市	1 (1) 炊き出しその他による食品の供給 1 (2) 他市町村又は県への応援要求 1 (3) 米穀の原料調達	第3節 生活必需品の 供給	市	(削除) 1 (1) 生活必需品の供給 1 (2) 他市町村又は県に対する応援要請
区分	機関名	主な措置																		
第2節 食品の供給	市	1 (1) 炊き出し等による食品給与の実施 1 (2) 他市町村又は県への応援要求 (追加)																		
第3節 生活必需物資 の供給	市	1 (1) 生活必需物資の備蓄 1 (2) 生活必需品の供給 1 (3) 他市町村又は県に対する応援要請																		
区分	機関名	主な措置																		
第2節 食品の供給	市	1 (1) 炊き出しその他による食品の供給 1 (2) 他市町村又は県への応援要求 1 (3) 米穀の原料調達																		
第3節 生活必需品の 供給	市	(削除) 1 (1) 生活必需品の供給 1 (2) 他市町村又は県に対する応援要請																		
130	<p>第2節 食品の供給</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 市は、<u>自ら炊き出し、その他による食品の給与を実施するものとする。</u></p> <p>（追加）※「3 炊き出しその他による食品の給与」に記載されている内容を整理</p> <p>(3 炊き出しその他食品の給与)</p> <p>(1) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品（及び飲料水）を供給する。 ア 第1段階 <u>乾パン、クラッカー、アルファ米</u>など（市の備蓄物資から供給） イ 第2段階 パン、おにぎり、弁当など（協定締結業者等から物資の供給を受けることができる場合）</p> <p><u>(2) (略)</u> <u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 縁故者先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象となる。なお、この場合、現物をもって支給する。</u></p>	<p>第2節 食品の供給</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>炊き出しその他による食品の供給</u> 市は、炊き出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。 ア <u>備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。</u> イ <u>熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。</u> 第1段階 <u>玄米スナック、アルファ米</u>など（市の備蓄物資から供給） 第2段階 パン、おにぎり、弁当など（協定締結業者等から物資の供給を受けることができる場合）</p> <p><u>ウ (略)</u> <u>エ (略)</u> <u>オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。</u></p>																		
130	<p>(2) <u>給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。</u></p> <p>（追加）※「4 米穀の原料調達」に記載されている内容を整理</p> <p>(4 米穀の原料調達)</p> <p><u>(1) (略)</u> <u>(2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</u> <u>(3) 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶等の場合には、農林水産省（生産局）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</u> <u>(4) (略)</u></p> <p>2 主食等の備蓄</p>	<p>(2) <u>他市町村又は県へ応援要求</u> <u>備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。</u> <u>なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</u></p> <p><u>(3) 米穀の原料調達</u> <u>ア (略)</u> <u>イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第4章I第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</u> <u>ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶等の場合には、農林水産省（政策統括官）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</u> <u>エ (略)</u></p> <p>(削除)</p>																		

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案																																																						
131	<p>3 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>4 米穀の原料調達</p> <p>5 災害救助法の適用の場合の経費負担</p> <p>6 実施責任者の指定等</p> <p>第3節 生活必需物資の供給</p> <p>1 市における措置</p> <p>（1）市は、災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努力するものとする。 <u>なお、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>（2）市は、<u>自ら生活必需品の供給を行うこととする。</u></p> <p>（3）供給することが困難な場合、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。</p>	<p>（削除）※「1 市における措置」の「（1）炊き出しその他による食品の給与」に記載</p> <p>（削除）※「1 市における措置」の「（3）米穀の原料調達」に記載</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>3 実施責任者の指定等</p> <p>第3節 生活必需品の供給</p> <p>1 市における措置</p> <p>（削除）</p> <p>（1）市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。<u>生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、（2）の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。</u></p> <p>（2）供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。 <u>なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</u></p>																																																						
133	<p>第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策</p> <p>■基本方針</p> <p>（追加）※第7章に記載されている内容</p> <p>○ 市は、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。（放射性物質及び原子力災害については、第3編第18章放射性物質及び原子力災害応急対策で対応する。）</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（追加）</td> <td></td> <td>（追加）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td>○し尿・ごみの収集・運搬、処分 ○応援要請（廃棄物処理）</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 環境汚染防止計画</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第2節 廃棄物処理計画</td> <td>市</td> <td>1（1）災害廃棄物処理実行計画の策定 1（2）処理体制の確立 1（3）し尿・ごみの収集・運搬、処分 2 周辺市町村及び県への応援要請</td> </tr> <tr> <td>（追加）</td> <td>（追加）</td> <td>（追加）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（追加）</td> <td>（追加）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 環境汚染防止計画</p> <p>第2節 廃棄物処理計画</p> <p>（追加）※第7章第1節に記載されている内容を整理 （第7章 地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策）</p> <p>第1節 地域安全対策</p> <p>1 警察における措置</p> <p>警察が行う災害地又は警備対象の多い地域に対する各種犯罪の予防警戒活動については、愛知県地域防災計画に基づき実施されるものとする。</p> <p>（追加）</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	（追加）		（追加）		市			○し尿・ごみの収集・運搬、処分 ○応援要請（廃棄物処理）	区分	機関名	主な措置	第1節 環境汚染防止計画	（略）	（略）	第2節 廃棄物処理計画	市	1（1）災害廃棄物処理実行計画の策定 1（2）処理体制の確立 1（3）し尿・ごみの収集・運搬、処分 2 周辺市町村及び県への応援要請	（追加）	（追加）	（追加）		（追加）	（追加）	<p>第11章 環境汚染防止及び地域安全対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。 （削除）※第4編第2章に記載</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県警察</td> <td></td> <td>○地域安全活動の強化</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（削除）</td> <td></td> <td></td> <td>（削除）</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 環境汚染防止対策</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（削除）</td> <td>（削除）</td> <td>（削除）</td> </tr> <tr> <td>第2節 地域安全対策</td> <td>警察</td> <td>1（1）社会秩序の維持対策 1（2）広報、相談活動 1（3）行方不明者の発見・保護活動 1（4）一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市</td> <td>2 警察の実施する地域安全活動に対する協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 環境汚染防止対策</p> <p>（削除）※第4編第2章に記載</p> <p>第2節 地域安全対策</p> <p>1 警察における措置</p> <p>（1）社会秩序の維持対策</p> <p>ア 避難後の住宅密集地域、避難場所、食料倉庫、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒、広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。</p> <p>イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。</p> <p>ウ 被害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。</p> <p>エ 災害に乗じたサイバー犯罪に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</p> <p>（2）広報、相談活動</p> <p>ア 広報活動</p> <p>被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。</p> <p>イ 相談活動</p> <p>警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	県警察		○地域安全活動の強化		（削除）			（削除）	区分	機関名	主な措置	第1節 環境汚染防止対策	（略）	（略）	（削除）	（削除）	（削除）	第2節 地域安全対策	警察	1（1）社会秩序の維持対策 1（2）広報、相談活動 1（3）行方不明者の発見・保護活動 1（4）一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請		市	2 警察の実施する地域安全活動に対する協力
機関名	事前	被害発生中	事後																																																					
（追加）		（追加）																																																						
市			○し尿・ごみの収集・運搬、処分 ○応援要請（廃棄物処理）																																																					
区分	機関名	主な措置																																																						
第1節 環境汚染防止計画	（略）	（略）																																																						
第2節 廃棄物処理計画	市	1（1）災害廃棄物処理実行計画の策定 1（2）処理体制の確立 1（3）し尿・ごみの収集・運搬、処分 2 周辺市町村及び県への応援要請																																																						
（追加）	（追加）	（追加）																																																						
	（追加）	（追加）																																																						
機関名	事前	被害発生中	事後																																																					
県警察		○地域安全活動の強化																																																						
（削除）			（削除）																																																					
区分	機関名	主な措置																																																						
第1節 環境汚染防止対策	（略）	（略）																																																						
（削除）	（削除）	（削除）																																																						
第2節 地域安全対策	警察	1（1）社会秩序の維持対策 1（2）広報、相談活動 1（3）行方不明者の発見・保護活動 1（4）一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請																																																						
	市	2 警察の実施する地域安全活動に対する協力																																																						
(112)																																																								

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案																						
	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>2 市における措置 市は、警察の実施する防犯活動に対し、積極的に協力する。<u>また、避難場所・避難所においては、市民は、積極的に警察に協力するものとする。</u></p>	<p><u>動を推進する。</u></p> <p>(3) 行方不明者の発見・保護活動 <u>行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。</u></p> <p>(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 <u>警察本部長は、警戒活動を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</u></p> <p>2 市における措置 市は、警察の実施する<u>地域安全活動</u>に対し、積極的に協力する。</p>																						
137	<p>第12章 遺体の取扱い 第1節 遺体の搜索・収容 1 市における措置 (2) 検視（調査） 遺体を発見したときは、警察官の検視(調査※)を得る。現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。 ※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察管が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）</p>	<p>第12章 遺体の取扱い 第1節 遺体の搜索 1 市における措置 (2) 検視（調査） 遺体を発見したときは、警察官の検視(調査※)を得る。現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。 ※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）</p>																						
140	<p>第13章 交通施設の応急対策</p>	<p>(削除) ※第7章に記載</p>																						
144	<p>第14章 ライフライン施設の応急対策 第1節 電力施設対策 1 中部電力株式会社における措置 (6) 広報活動の実施 ア 利用者に対する広報 (ア) 災害時におけるPR 災害時において、電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを、広報車及びテレビ、ラジオ、<u>ホームページ</u>等の広報機関その他を通じてPRする。</p>	<p>第13章 ライフライン施設等の応急対策 第1節 電力施設対策 1 中部電力株式会社における措置 (6) 広報活動の実施 ア 利用者に対する広報 (ア) 災害時におけるPR 災害時において、電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを、広報車及びテレビ、ラジオ、<u>Webサイト</u>等の広報機関その他を通じてPRする。</p>																						
147	<p>第4節 下水道施設対策 1 下水道管理者における措置 (追加)</p> <p>第5節 通信施設の応急対策 2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社）における措置</p>	<p>第4節 下水道施設対策 1 下水道管理者における措置 <u>下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。</u></p> <p>第5節 通信施設の応急対策 2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置</p>																						
149	<p>第15章 航空災害対策 ■主な機関の応急措置</p> <table border="1" data-bbox="157 1810 1039 2062"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県 (名古屋空港事務所)</td> <td></td> <td>○航空機事故発生の通報</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○消火救難、救急医療活動等 ○空港利用者の避難誘導 ○愛知県医師会等への医療救護班派遣要請 ○救護所・遺体安置所の設置 ○滑走路等の使用の一時停止措置</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 愛知県名古屋飛行場 1 伝達系統 (1) 飛行場内で事故が発生した場合（関係分） (図中) 愛知県防災局（追加）</p> <p>(2) 飛行場周辺で民間機の事故が発生した場合（関係分） (図中) 愛知県防災局（追加）</p> <p>飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合 (図中) 愛知県防災局（追加）</p>	機関名	事前	被害発生	事後	県 (名古屋空港事務所)		○航空機事故発生の通報			○消火救難、救急医療活動等 ○空港利用者の避難誘導 ○愛知県医師会等への医療救護班派遣要請 ○救護所・遺体安置所の設置 ○滑走路等の使用の一時停止措置	→	<p>第14章 航空災害対策 ■主な機関の応急措置</p> <table border="1" data-bbox="1102 1810 1984 2062"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県 (名古屋空港事務所)</td> <td></td> <td>○航空機事故発生の通報</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○消火救難、救急医療活動等 ○空港利用者の避難誘導 ○DMAT・医療救護班の派遣 ○救護所・遺体安置所の設置 ○滑走路等の使用の一時停止措置</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 愛知県名古屋飛行場 1 伝達系統 (1) 飛行場内で事故が発生した場合（関係分） (図中) 愛知県防災局→愛知県健康福祉部医務国保課→DMAT指定医療機関</p> <p>(2) 飛行場周辺で民間機の事故が発生した場合（関係分） (図中) 愛知県防災局→愛知県健康福祉部医務国保課→DMAT指定医療機関</p> <p>(3) 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合 (図中) 愛知県防災局→愛知県健康福祉部医務国保課→DMAT指定医療機関</p>	機関名	事前	被害発生	事後	県 (名古屋空港事務所)		○航空機事故発生の通報			○消火救難、救急医療活動等 ○空港利用者の避難誘導 ○DMAT・医療救護班の派遣 ○救護所・遺体安置所の設置 ○滑走路等の使用の一時停止措置	→
機関名	事前	被害発生	事後																					
県 (名古屋空港事務所)		○航空機事故発生の通報																						
		○消火救難、救急医療活動等 ○空港利用者の避難誘導 ○愛知県医師会等への医療救護班派遣要請 ○救護所・遺体安置所の設置 ○滑走路等の使用の一時停止措置	→																					
機関名	事前	被害発生	事後																					
県 (名古屋空港事務所)		○航空機事故発生の通報																						
		○消火救難、救急医療活動等 ○空港利用者の避難誘導 ○DMAT・医療救護班の派遣 ○救護所・遺体安置所の設置 ○滑走路等の使用の一時停止措置	→																					
155	<p>第16章 鉄道災害対策 4 応援協力関係 (3) 市内の医療資源ではあきらかに不足、もしくは不足が予想される場合は、<u>通信指令室に設置してある端末より、愛知県広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>入力を行い、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信する。</p>	<p>第15章 鉄道災害対策 4 応援協力関係 (3) 市内の医療資源ではあきらかに不足、もしくは不足が予想される場合は、<u>消防署の受付に設置したインターネットに接続された専用端末より、愛知県広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>入力を行い、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信する。</p>																						
157	<p>第17章 道路災害対策 3 応援協力関係</p>	<p>第16章 道路災害対策 3 応援協力関係</p>																						

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案																								
159	<p>(3) 市内の医療資源ではあきらかに不足、もしくは不足が予想される場合は、<u>通信指令室に設置してある端末より、愛知県広域災害救急医療情報システム（EMIS）入力</u>を行い、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信する。</p> <p>第18章 放射性物質及び原子力災害応急対策 ■基本方針 ○ 県内には放射線被ばく医療機関が存在しないため、あらかじめ専門医を置く<u>独立行政法人放射線医学総合研究所（千葉市稲毛区）等の県外の放射線被ばく医療機関の連絡先の把握に努めるものとする。</u></p>	<p>(3) 市内の医療資源ではあきらかに不足、もしくは不足が予想される場合は、<u>消防署の受付に設置したインターネットに接続された専用端末より、広域災害救急医療情報システム（EMIS）入力</u>を行い、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信する。</p> <p>第17章 放射性物質及び原子力災害応急対策 ■基本方針 ○ 県内には<u>原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人放射線医学総合研究所（千葉市稲毛区）等の県外の原子力災害に対応する医療機関の連絡先の把握に努めるものとする。</u></p>																								
161	<p>第1節 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策 1 市における措置 (6) 医療関係活動 放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、<u>県と協力してスクリーニング及び除染を実施する。また、必要な診断・治療を行うことのできる被ばく医療機関に適切に搬送できるよう当該医療機関等と調整を行う。</u></p>	<p>第1節 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策 1 市における措置 (6) 医療関係活動 放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、<u>県と協力してスクリーニング及び除染を実施する。また、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送できるよう当該医療機関等と調整を行う。</u></p>																								
162	<p>第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策 1 市における措置 (8) 医療関係活動 放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、<u>県と協力してスクリーニング及び除染を実施する。また、必要な診断・治療を行うことのできる被ばく医療機関に適切に搬送できるよう当該医療機関等と調整を行う。</u></p>	<p>第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策 1 市における措置 (8) 医療関係活動 放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、<u>県と協力してスクリーニング及び除染を実施する。また、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送できるよう当該医療機関等と調整を行う。</u></p>																								
167	<p>第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 第1節 危険物等施設 1 市における措置 (5) <u>他市町村に対する</u>応援要請 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、<u>他の市町村に対して</u>応援を要請する。 なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「<u>愛知県内広域消防相互応援協定</u>」及び「<u>愛知県消防広域応援基本計画</u>」の定めるところにより、<u>消防相互応援を行う。</u></p>	<p>第18章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 第1節 危険物等施設 1 市における措置 (5) <u>県及び他市町村への</u>応援要請 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、<u>他の市町村に対して</u>応援を要請する。 なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「<u>愛知県内広域消防相互応援協定</u>」、「<u>愛知県消防広域応援基本計画</u>」、「<u>災害時における相互応援に関する協定</u>（尾張北部行政圏）及び「<u>愛知県緊急消防援助隊受援計画</u>」の定めるところにより、<u>消防相互応援を要請する。</u></p>																								
168	<p>第20章 高圧ガス災害対策</p>	<p>第19章 高圧ガス災害対策</p>																								
170	<p>第21章 大規模な火事災害対策 1 市における措置 (2) 避難勧告・指示等 地域住民等の避難の勧告又は指示等については、<u>第2章「避難行動」の定めにより実施する。</u></p>	<p>第20章 大規模な火事災害対策 1 市における措置 (2) 避難勧告・指示等 地域住民等の避難の勧告又は指示等については、<u>第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。</u></p>																								
174	<p>第22章 林野火災対策 1 市における措置 (2) 避難勧告・指示等 地域住民等の避難の勧告又は指示等については、<u>第2章「避難行動」の定めにより実施する。</u> (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、<u>県に対して「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する（第5章第2節「防災ヘリコプターの活用」参照）。</u></p>	<p>第21章 林野火災対策 1 市における措置 (2) 避難勧告・指示等 地域住民等の避難の勧告又は指示等については、<u>第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。</u> (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、<u>県に対して「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する（第5章第2節「航空機の活用」参照）。</u></p>																								
176	<p>第23章 地階等における都市ガス災害対策</p>	<p>第22章 地階等における都市ガス災害対策</p>																								
178	<p>第24章 住宅対策 ■主な機関の応急措置</p> <table border="1" data-bbox="157 2181 1039 2834"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td>(略) 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請○応急修理の実施補助 《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請 ○建設用地の確保 ○入居意向調査の実施 《障害物の除去》 ○障害物の除去の実施</td> </tr> <tr> <td>住宅供給公社 都市再生機構</td> <td></td> <td></td> <td>《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○県からの応援協力の要請 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p>	機関名	事前	被害発生	事後	市			(略) 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請○応急修理の実施補助 《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請 ○建設用地の確保 ○入居意向調査の実施 《障害物の除去》 ○障害物の除去の実施	住宅供給公社 都市再生機構			《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○県からの応援協力の要請 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始	<p>第23章 住宅対策 ■主な機関の応急措置</p> <table border="1" data-bbox="1102 2181 1984 2834"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td>(略) 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請 ○建設用地の確保 ○入居意向調査の実施 《住宅の応急修理》 (削除) ○<u>応急修理の実施補助</u> 《障害物の除去》 ○障害物の除去の実施</td> </tr> <tr> <td>住宅供給公社 都市再生機構</td> <td></td> <td></td> <td>《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○県からの応援協力の要請 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p>	機関名	事前	被害発生	事後	市			(略) 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請 ○建設用地の確保 ○入居意向調査の実施 《住宅の応急修理》 (削除) ○ <u>応急修理の実施補助</u> 《障害物の除去》 ○障害物の除去の実施	住宅供給公社 都市再生機構			《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○県からの応援協力の要請 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始
機関名	事前	被害発生	事後																							
市			(略) 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請○応急修理の実施補助 《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請 ○建設用地の確保 ○入居意向調査の実施 《障害物の除去》 ○障害物の除去の実施																							
住宅供給公社 都市再生機構			《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○県からの応援協力の要請 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始																							
機関名	事前	被害発生	事後																							
市			(略) 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請 ○建設用地の確保 ○入居意向調査の実施 《住宅の応急修理》 (削除) ○ <u>応急修理の実施補助</u> 《障害物の除去》 ○障害物の除去の実施																							
住宅供給公社 都市再生機構			《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○県からの応援協力の要請 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始																							

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案																				
180	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 公共賃貸住宅 等への一時入 居</td> <td>市、住宅供給 公社、都市再 生機構</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>実施責任者</td> <td>市長（災害救助法が適用された場合は知事）</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>建築課</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 市及び県における措置 (2) 建設用地の確保 ア 市は、応急仮設住宅の建設予定地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の私有地の順に選定し、報告する。 なお、企業等の私有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう正規の賃貸借契約書（附属資料：様式第39号）を取り交わすものとする。 イ <u>応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</u> (3) 応急仮設住宅の建設 県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。 ア、イ (略) ウ 建設方法 所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市町村長が当該事務を行うことができる。 市は、被災者から入居申請書（附属資料：様式第40号）を提出させ選考の上、建設必要戸数を算出し、所定の設計書に基づいて建築業者に請負わせる。この方法は市の会計規則による。</p> <p>3 記録等 (1) 応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させた場合 イ 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約書（追加） ウ、エ</p>	区分	機関名	主な措置	第3節 公共賃貸住宅 等への一時入 居	市、住宅供給 公社、都市再 生機構	(略)	実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は知事）	実施担当	建築課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 公共賃貸住宅 等への一時入 居</td> <td>市、<u>地方住宅</u> 供給公社、都 市再生機構</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>実施責任者</td> <td>知事（災害救助法が適用されない場合は市長）</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>建築課</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 市及び県における措置 (2) 建設用地の確保 市は、応急仮設住宅の建設予定地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の私有地の順に選定し、<u>県へ</u>報告する。 なお、企業等の私有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう正規の賃貸借契約書（附属資料：様式第39号）を取り交わすものとする。<u>また、二次災害に十分配慮する。</u> (削除) (3) 応急仮設住宅の建設 県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。 ア、イ (略) ウ 建設方法 所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市町村長が当該事務を行うことができる。 市は、被災者から入居申請書（附属資料：様式第40号）を提出させ選考の上、建設必要戸数を算出する。</p> <p>3 記録等 (1) 応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させた場合 イ 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約書（附属資料：様式第34号） (削除)</p>	区分	機関名	主な措置	第3節 公共賃貸住宅 等への一時入 居	市、 <u>地方住宅</u> 供給公社、都 市再生機構	(略)	実施責任者	知事（災害救助法が適用されない場合は市長）	実施担当	建築課
	区分	機関名	主な措置																			
第3節 公共賃貸住宅 等への一時入 居	市、住宅供給 公社、都市再 生機構	(略)																				
実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は知事）																					
実施担当	建築課																					
区分	機関名	主な措置																				
第3節 公共賃貸住宅 等への一時入 居	市、 <u>地方住宅</u> 供給公社、都 市再生機構	(略)																				
実施責任者	知事（災害救助法が適用されない場合は市長）																					
実施担当	建築課																					
183	<p>第5節 住宅の応急修理</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>実施責任者</td> <td>市長（災害救助法が適用された場合は知事）</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>建築課</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 市及び県における措置 (1) 応急修理の実施 ア～エ (略) オ 応急修理の方法 応急修理の方法は現物給与、すなわち修理材料により修理し住み得る状態にすることによって行われる。 カ (略) キ 応急修理の実施及び支払いの方法 (ア) <u>住宅の応急修理を希望する者は住宅応急修理申請書（附属資料：様式第42号）に工事請負者又は大工による工事見積書を添付して災害対策本部に提出する。</u> (イ) <u>工事請負業者又は大工から見積書をとれない者については申し出により市（建築班）があっせんする。</u> (ウ) <u>住宅応急修理申請書は災害対策本部の都市建設部建築班において受理し、適格かどうかの選考及び費用について審査する。</u> (エ) <u>市（都市建設部建築班）は選考の結果次のとおり処理する。</u> ① <u>不適格の者に対しては、直ちに理由を付してその旨申請者に通知する。</u> （附属資料：様式第43号） ② <u>適格の者については、申請者にその旨通知するとともに次の措置をとる。</u> a <u>工事請負者に対し工事命令（附属資料：様式第43号）を発する。</u> b <u>市に適格者名簿を送付し、工事完了のときに竣工検査に当たらせる。</u> (オ) <u>工事請負者は、工事が完了したときは、工事費の請求書に竣工届（建築班の検査印を押したものを添えて市（消防班）に提出するものとする。なお、請求書並びに竣工届の書式は、市における規格の用紙とする。</u></p>	実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は知事）	実施担当	建築課	<p>第5節 住宅の応急修理</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>実施責任者</td> <td>知事（災害救助法が適用されない場合は市長）</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>建築課</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 市及び県における措置 (1) 応急修理の実施 ア～エ (略) オ 応急修理の方法 応急修理の方法は、<u>現物給付をもって実施する。</u> カ (略) (削除)</p>	実施責任者	知事（災害救助法が適用されない場合は市長）	実施担当	建築課												
実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は知事）																					
実施担当	建築課																					
実施責任者	知事（災害救助法が適用されない場合は市長）																					
実施担当	建築課																					
184	<p>2 市における措置 住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書の取りまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。</p> <p>3 災害救助法の適用 (1) <u>災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行規則による。</u> (2) <u>災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。</u></p>	<p>2 市における措置 住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書の取りまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。<u>必要に応じて、災害応援協定を締結した土木業者等に応急修理等を行うよう調整する。</u></p> <p>3 災害救助法の適用 <u>災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行規則による。</p>																				

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案																		
	<p>4 記録等 (1) 住宅の応急修理を実施した場合 (追加) (追加) ア 住宅応急修理記録簿（附属資料：様式第45号） イ 住宅応急修理に係る契約書、仕様書等 ウ 住宅の応急修理関係支払関係証拠書類</p> <p>第6節 障害物の除去</p> <table border="1" data-bbox="178 430 1060 474"> <tr> <td>実施担当</td> <td>建築課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置 (1) 障害物の除去の実施 オ 除去の方法 障害物の除去は、直接又は<u>建築業者、土木業者</u>に請負わせて実施する。</p> <p>2 災害救助法の適用の場合の経費負担 災害救助法が適用された場合、県が実施機関となるが、「1 市における措置」については<u>市長</u>への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行う。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	実施担当	建築課	<p>4 記録等 (1) 住宅の応急修理を実施した場合 ア <u>災害救助法による住宅応急修理申請書（附属資料：様式第42号）</u> イ <u>決定通知書（附属資料：様式第43号）</u> ウ 住宅応急修理記録簿（附属資料：様式第45号） エ 住宅応急修理に係る契約書、仕様書等 オ 住宅の応急修理関係支払関係証拠書類</p> <p>第6節 障害物の除去</p> <table border="1" data-bbox="1123 430 2005 474"> <tr> <td>実施担当</td> <td>関係各課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置 (1) 障害物の除去の実施 オ 除去の方法 障害物の除去は、直接又は<u>災害応援協定を締結している土木業者等</u>に請負わせて実施する。</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、県が実施機関となるが、「1 市における措置」については<u>市町村長</u>への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行う。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行規則による。</p>	実施担当	関係各課														
実施担当	建築課																			
実施担当	関係各課																			
186	第25章 学校における対策	第24章 学校における対策																		
191	第26章 車両その他機械の供給	第25章 車両その他機械の供給																		
192	第27章 災害救助法の適用	第26章 災害救助法の適用																		
194	<p>第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置</p> <p>第2章 公共施設等災害復旧対策 ■基本方針 (追加) ※第1章に記載されている内容</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="157 1469 1060 1676"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	(追加)	(追加)	(追加)	<p>第4編 災害復旧・復興 (削除) ※第3章に記載</p> <p>第1章 公共施設等災害復旧対策 ■基本方針 ○ 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1102 1469 2005 1676"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 暴力団等への対策</td> <td>市</td> <td>1 (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 1 (2) 公の施設からの暴力団排除</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第3節 暴力団等への対策	市	1 (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 1 (2) 公の施設からの暴力団排除
区分	機関名	主な措置																		
(略)	(略)	(略)																		
(追加)	(追加)	(追加)																		
区分	機関名	主な措置																		
(略)	(略)	(略)																		
第3節 暴力団等への対策	市	1 (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 1 (2) 公の施設からの暴力団排除																		
(198)	<p>(追加) ※第1章第3節に記載されている内容 (第1章 民生安定のための緊急措置) 第3節 暴力団等への対策 1 市における措置 (1) (略) (2) (略)</p> <p>(追加) ※第3編第11章に記載されている内容 (第3編 災害応急対策) (第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策) ■基本方針 ○ 市及び県は、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。 (放射性物質及び原子力災害については、第3編第18章放射性物質及び原子力災害応急対策で対応する。)</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="157 2300 1060 2478"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 廃棄物処理計画</td> <td>市</td> <td>1 (1) (略) 1 (2) <u>処理体制の確立</u> 1 (3) (略) 2 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 廃棄物処理計画	市	1 (1) (略) 1 (2) <u>処理体制の確立</u> 1 (3) (略) 2 (略)	<p>第3節 暴力団等への対策 1 市における措置 (1) (略) (2) (略)</p> <p>第2章 災害廃棄物処理対策 ■基本方針 ○ 市及び県は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。 (放射性物質及び原子力災害については、第3編第17章放射性物質及び原子力災害応急対策で対応する。)</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1102 2300 2005 2478"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害廃棄物処理対策</td> <td>市</td> <td>1 (1) (略) 1 (2) <u>災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</u> 1 (3) (略) 2 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	災害廃棄物処理対策	市	1 (1) (略) 1 (2) <u>災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</u> 1 (3) (略) 2 (略)						
区分	機関名	主な措置																		
第2節 廃棄物処理計画	市	1 (1) (略) 1 (2) <u>処理体制の確立</u> 1 (3) (略) 2 (略)																		
区分	機関名	主な措置																		
災害廃棄物処理対策	市	1 (1) (略) 1 (2) <u>災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</u> 1 (3) (略) 2 (略)																		
(134)	<p>(追加) ※第3編第11章に記載されている内容 (第3編 災害応急対策) (第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策) ■基本方針 ○ 市及び県は、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。 (放射性物質及び原子力災害については、第3編第18章放射性物質及び原子力災害応急対策で対応する。)</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="157 2300 1060 2478"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 廃棄物処理計画</td> <td>市</td> <td>1 (1) (略) 1 (2) <u>処理体制の確立</u> 1 (3) (略) 2 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 廃棄物処理計画 1 市における措置 (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 市は、<u>災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）</u>を参考に、平常時に<u>災害廃棄物処理計画</u>を策定する。また、災害時においては、市は被災状況を調査し、<u>震災廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。</u> (2) <u>処理体制の確立</u> 廃棄物の処理を<u>円滑に推進するため、収集運搬器材、仮置場及び処理、処分場を確保</u></p>	区分	機関名	主な措置	第2節 廃棄物処理計画	市	1 (1) (略) 1 (2) <u>処理体制の確立</u> 1 (3) (略) 2 (略)	<p>第2章 災害廃棄物処理対策 ■基本方針 ○ 市及び県は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。 (放射性物質及び原子力災害については、第3編第17章放射性物質及び原子力災害応急対策で対応する。)</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1102 2300 2005 2478"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害廃棄物処理対策</td> <td>市</td> <td>1 (1) (略) 1 (2) <u>災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</u> 1 (3) (略) 2 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害廃棄物処理対策 1 市における措置 (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、<u>その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。</u> (2) <u>災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</u> ア 市は、<u>災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬器材、十分な</u></p>	区分	機関名	主な措置	災害廃棄物処理対策	市	1 (1) (略) 1 (2) <u>災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</u> 1 (3) (略) 2 (略)						
区分	機関名	主な措置																		
第2節 廃棄物処理計画	市	1 (1) (略) 1 (2) <u>処理体制の確立</u> 1 (3) (略) 2 (略)																		
区分	機関名	主な措置																		
災害廃棄物処理対策	市	1 (1) (略) 1 (2) <u>災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</u> 1 (3) (略) 2 (略)																		

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案																																																												
(194)	<p>するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立する。特に、浸水した量、家具、家電の処理については、選別・保管のできる仮置き場の十分な確保を図るとともに、大量の浸水した量、家具、家電の最終処分までの処理体制を確立する。</p> <p>なお、解体現場から分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、分別・リサイクルに努めるとともに、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。</p> <p>(追加)</p> <p>(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 ア し尿・ごみの収集・運搬は被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から実施する。 イ～エ (略) オ 収集・運搬したごみ等は焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものは、埋立処分をするものとする。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。なお、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。</p> <p>2 応援協力関係 市は、地震等の災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を愛知県と県下全市町村及び下水管理者と締結している。市は、自ら廃棄物処理が困難な場合、協定に基づき他市町村又は関係団体や県へ廃棄物処理又はこれに要する資機材につき応援を要請する。また、これらについて応援要請があった場合は協力するものとする。</p> <p>(第1章 民生安定のための緊急措置) ■基本方針 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>○ 災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、市は災害救助法等を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。</p> <p>○ 各方面から被災者に対して、寄託される義援金品等の募集、配分等について定めるものとする。</p> <p>○ 被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の支払いを受けるために必要となる罹災証明書について、その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。</p> <p>○ 暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="157 1884 1060 2819"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>第1節 義援金その他資金等による支援</td> <td>市</td> <td>(追加) 1 (1) 義援金品の募集・受付・配分 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け 1 (3) 罹災証明書の交付等 (追加) (追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td>2 義援金品の受付、配分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 被災住宅等の復旧相談</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅金融支援機構東海支店</td> <td>2 住宅相談所の設置及び貸付金の返済猶予等 (追加) (追加) (追加)</td> </tr> <tr> <td>第3節 暴力団等への対策</td> <td>市</td> <td>1 (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 1 (2) 公の施設からの暴力団排除</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加) ※第1章第1節に記載されている内容</p>	区分	機関名	主な措置	(追加)	(追加)	(追加)	第1節 義援金その他資金等による支援	市	(追加) 1 (1) 義援金品の募集・受付・配分 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け 1 (3) 罹災証明書の交付等 (追加) (追加)		日本赤十字社愛知県支部	2 義援金品の受付、配分		(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	第2節 住宅等対策	市	1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 被災住宅等の復旧相談		住宅金融支援機構東海支店	2 住宅相談所の設置及び貸付金の返済猶予等 (追加) (追加) (追加)	第3節 暴力団等への対策	市	1 (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 1 (2) 公の施設からの暴力団排除	<p>大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。</p> <p>イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。</p> <p>ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。</p> <p>(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 ア し尿・ごみの収集・運搬は被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。 イ～エ (略) オ 収集・運搬したごみ等は焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものは、破砕処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。なお、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。</p> <p>2 応援協力関係 市及び県は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を愛知県と県下全市町村及び下水管理者と締結している。市は、自ら廃棄物処理が困難な場合、協定に基づき他市町村又は関係団体や県へ廃棄物処理又はこれに要する資機材につき応援を要請する。また、これらについて応援要請があった場合は協力するものとする。</p> <p>第3章 被災者等の再建等の支援 ■基本方針 ○ 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。 ○ 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1102 1884 2005 2819"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付等</td> <td>市</td> <td>1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災者への経済的支援等</td> <td>市</td> <td>1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け (削除) 1 (3) 市税等の減免等 1 (4) 義援金品等の募集・受付・配分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td>2 義援金等の受付、配分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 相談窓口の設置 (削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅金融支援機構東海支店</td> <td>2 (1) 住宅復興資金 2 (2) 住宅相談窓口の設置 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付等	市	1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成	第2節 被災者への経済的支援等	市	1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け (削除) 1 (3) 市税等の減免等 1 (4) 義援金品等の募集・受付・配分		日本赤十字社愛知県支部	2 義援金等の受付、配分		(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	第3節 住宅等対策	市	1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 相談窓口の設置 (削除)		住宅金融支援機構東海支店	2 (1) 住宅復興資金 2 (2) 住宅相談窓口の設置 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置	(削除)	(削除)	(削除)
	区分	機関名	主な措置																																																											
(追加)	(追加)	(追加)																																																												
第1節 義援金その他資金等による支援	市	(追加) 1 (1) 義援金品の募集・受付・配分 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け 1 (3) 罹災証明書の交付等 (追加) (追加)																																																												
	日本赤十字社愛知県支部	2 義援金品の受付、配分																																																												
	(略)	(略)																																																												
	(略)	(略)																																																												
	(略)	(略)																																																												
第2節 住宅等対策	市	1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 被災住宅等の復旧相談																																																												
	住宅金融支援機構東海支店	2 住宅相談所の設置及び貸付金の返済猶予等 (追加) (追加) (追加)																																																												
第3節 暴力団等への対策	市	1 (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 1 (2) 公の施設からの暴力団排除																																																												
区分	機関名	主な措置																																																												
第1節 罹災証明書の交付等	市	1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成																																																												
第2節 被災者への経済的支援等	市	1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け (削除) 1 (3) 市税等の減免等 1 (4) 義援金品等の募集・受付・配分																																																												
	日本赤十字社愛知県支部	2 義援金等の受付、配分																																																												
	(略)	(略)																																																												
	(略)	(略)																																																												
	(略)	(略)																																																												
第3節 住宅等対策	市	1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 相談窓口の設置 (削除)																																																												
	住宅金融支援機構東海支店	2 (1) 住宅復興資金 2 (2) 住宅相談窓口の設置 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置																																																												
(削除)	(削除)	(削除)																																																												

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案
(195)	<p>(第1章 民生安定のための緊急措置) (第1節 義援金その他資金等による支援) 1 市における措置 <u>(3) 罹災証明書の交付等</u> 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 また、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>第1節 義援金その他資金等による支援 1 市における措置 義援金品及び「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。 (追加) (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け (略) (追加) <u>(1) 義援金品等の募集・受付・配分</u> (略)</p> <p>2 日本赤十字社愛知県支部における措置 義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援品の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受入れる。</p> <p>3 県社会福祉協議会における措置（生活福祉資金の貸付） (略) <u>ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付け対象となる世帯は原則として、この資金の貸付けを行わないものとする。</u> 実施主体は、愛知県社会福祉協議会である。</p> <p>6 農林漁業災害資金 (略) 7 中小企業復興資金 (略) 8 住宅復興資金 (略) 9 激甚災害特別貸付金 (略) 10 世帯更正資金の貸付け (略) 11 災害見舞金の支給 (略) 12 市税の免除 (略)</p>	<p>第1節 罹災証明書の交付等 1 市における措置 <u>(1) 罹災証明書の交付</u> 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 <u>(2) 被災者台帳の作成</u> 市は、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>第2節 被災者への経済的支援等 1 市における措置 義援金品及び「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。 <u>(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付</u> 市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け (略) <u>(3) 市税等の減免等</u> 市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。 <u>(4) 義援金品等の募集・受付・配分</u> (略)</p> <p>2 日本赤十字社愛知県支部における措置 義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受入れる。</p> <p>3 県社会福祉協議会における措置（生活福祉資金の貸付） (略) <u>なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付け対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。</u> 実施主体は、愛知県社会福祉協議会である。</p> <p>(削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p> <p>6 災害見舞金の支給 (略) 7 市税の免除 (略)</p>
197	<p>第2節 住宅等対策 1 市における措置 (1) 災害公営住宅の建設 自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。 (2) 被災住宅等の復旧相談 <u>被災した住宅・建築物の所有物に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。</u></p> <p>2 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置 (追加) (追加) 県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じるため、住宅相談所を設置し、復興に資する情報を提供する。 (追加) <u>そして、独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。</u></p>	<p>第3節 住宅等対策 1 市における措置 (1) 災害公営住宅の建設 自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。 (2) 相談窓口の設置 <u>相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。</u></p> <p>2 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置 <u>(1) 住宅復興資金</u> 住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。 <u>(2) 住宅相談窓口の設置</u> 県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。 <u>(3) 既存貸付者に対する救済措置</u> 独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。</p>

頁	現行（平成27年11月修正）	修正案													
	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>第4章 商工業・農業の再建支援</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 被災した中小企業、農業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1089 359 2007 614"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 商工業の再建支援</td> <td>市</td> <td>1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置</td> </tr> <tr> <td>第2節 農業の再建支援</td> <td>市</td> <td>1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 施設復旧</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 商工業の再建支援</p> <table border="1" data-bbox="1089 685 1942 733"> <tr> <td>実施担当</td> <td>商工振興課、企業立地推進課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置</p> <p>市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。</p> <p>第2節 農業の再建支援</p> <table border="1" data-bbox="1089 1012 1942 1059"> <tr> <td>実施担当</td> <td>農政課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置</p> <p>市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農業に関する相談窓口を設置する。</p> <p>(2) 金融支援等</p> <p>市は、災害により被害を受けた農業者又は農業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。</p> <p>(3) 施設復旧</p> <p>第1章 公共施設等災害復旧対策 参照</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 商工業の再建支援	市	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置	第2節 農業の再建支援	市	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 施設復旧	実施担当	商工振興課、企業立地推進課	実施担当	農政課
区分	機関名	主な措置													
第1節 商工業の再建支援	市	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置													
第2節 農業の再建支援	市	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 施設復旧													
実施担当	商工振興課、企業立地推進課														
実施担当	農政課														